

### 3. 客員専門家

(1) 英国ロンドン(都市区保護観察所長) Mr. W. H. Pearce, C. B. E.

- a) The Probation and After-Care Service in the United Kingdom  
in Perspective
- b) The Role of the Probation and After-Care Service in a Criminal  
Justice System
- c) Alternatives to Prison-Community-Based Projects for Offenders

(2) 米= ュ= ヨ= ヲ= ク州立大学刑事司法学部長 Dr. Donald J. Newman

- a) Overview of the American Criminal Justice System with Particular  
Emphasis on Correctional Alternatives
- b) Contemporary Issues in Probation for Adult Offenders
- c) Recent Developments in Parole and Mandatory Release
- d) Modern Variations in Community Corrections : Halfway Houses,  
Residential Treatment Centers, Split Sentences, Intermittent  
Incarceration, Restitution and Work Orders
- e) Issues of Organization, Control, Funding and Conflict Resolution  
in Community-Based Corrections
- f) Trends and Unresolved Issues in Community-Based Corrections

## 第53回国際研修(1979年 82日間)

### 「刑事司法の犯罪防止に果たす役割」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

近年、世界各地において犯罪が増加し、また、その規模及び形態の変化が認められるが、その主な原因は、各国における都市化及び工業化の急速な進展に関連するものと思われる。多くの国における犯罪現象は、農村から都市への大規模な人口移動、大都市における不適当な生活条件、青少年のための雇用の機会や教育施設の不足、家族や地域社会による非公式な社会統制の衰退、社会集団や世代間の価値観の多様化及びその他の社会問題に影響を受けている。従って、これらの社会問題の解決のための諸方策の遂行が同時に犯罪の減少に結びつくものであることに留意すれば、犯罪防止のための施策は、国民生活の質的な向上、とりわけ教育、雇用、社会福祉、家庭、青少年問題、社会開発、経済発展等に関する社会経済政策全体との関連において検討されなければならないが、刑事司法制度それ自体が犯罪防止の上で重要な役割を果たすべきであることも明らかである。警察の十分に組織化された犯罪防止対策とこれに対する地域社会の積極的な支援及び協力が、犯罪の規制・減少に大いに寄与することはもちろんであり、また、警察から検察・裁判及び矯正・保護に至る全刑事司法過程の効率的で調和のとれた運用が犯罪の減少に大いに役立つものであることもいうまでもない。この関連において、捜査機関による効果的な捜査と検挙、起訴事件の正しい選択、迅速な裁判と適正な量刑、効果的な矯正・保護の施策による犯罪者の更生などが重視されなければならない。同時に刑事司法の全過程を通じて未決拘禁者及び受刑者に対して公正な処遇を行うとともに、その基本的諸権利を擁護することも社会一般の遵法精神を高め、進んで刑事司法機関に協力する気運を醸成し、犯罪防止に役立つものであることにも留意すべきである。したがって、犯罪情勢に影響する社会的諸条件を明らかにすること、生活の質的向上に対する国民的努力を強化すること、警察及び地域社会による犯罪防止のための効果的施策を推進すること、刑事司法の運営を改善することによって犯罪及び非行を減少させる社会の機能を高めることが現下の急務であると言えよう。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 犯罪の動向

- ア 犯罪の規模・形態の変化
- イ 社会的・経済的發展の犯罪に及ぼす影響

##### (2) 犯罪防止対策

- ア 社会防衛政策及び教育、雇用、社会福祉、経済発展等に関する開発計画
- イ 犯罪の防止・規制における公衆参加
- ウ 犯罪防止のための警察の活動

(3) 刑事司法の運営上の改善

- ア 犯罪の効果的捜査
- イ 起訴事件の適正な選択
- ウ 迅速・適正な裁判
- エ 適正な量刑と犯罪者の効果的処遇

(4) 刑事司法機関相互及び他の関係機関との協力

(5) 犯罪防止方策の評価

3 客員専門家

(1) 米国デンバー大学大学院国際研究課教授 Dr. David H. Bayley

- a) The Meaning of Crime Prevention
- b) Evaluation of American Experience
- c) Crime Prevention around the World
- d) Planning for Crime Prevention
- e) Toward a More Effective Police

(2) 西独マックス・ブランク国際刑事法研究所長 Dr. Gunther Kaiser

- a) Crime in Europe: Extent, Structure and Tendencies
- b) Social Control and Prevention of Crime
- c) The Unsolved Problems of Recidivism and the Reaction of the Criminal Justice System

(3) 米国ハワイ大学社会学部教授 Dr. Gene G. Kassebaum

## 第54回高官国際セミナー（1980年 34日間）

### 「逮捕及び勾留に関する諸問題」

#### 1 主要課題設定の趣旨、目的

逮捕及び勾留が捜査の遂行及び公判の運営のために必要なことは、あらためて論ずるまでもない。しかし、これらの身柄の拘束によって、被疑者及び被告人は通常の社会生活及び家庭生活から切り離され、多くの面で行動の自由を制限されるなど、相当の苦痛を受けることとなる。いわんや、その逮捕及び勾留が正当な理由もなく行われた場合、被疑者及び被告人の苦痛は計り知れないであろう。したがって、身柄拘束中の被疑者及び被告人の基本的人権や適正な生活条件を保障するとともに、不当な身柄拘束を防止するための効果的な方策を確立すべきことはいうまでもない。逮捕及び勾留の問題には、従来から世界各国及び国際社会において重大な関心が払われてきた。国際連合も、これまでに「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「拷問禁止宣言」、「被拘禁者処遇最低規準規則」等の制定を通じて、この問題に積極的に取り組んできたが、昭和55年に開催される犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第六回国連会議においても、これらの国際的基準を実施し、更に発展させる観点から、その第五議題の中でこの問題が取り上げられる予定である。

ところで、逮捕及び勾留に関する諸問題の中でも、不当な逮捕及び勾留の防止がとりわけ重要である。多くの国では法執行機関に逮捕及び勾留に関する広範な権限が与えられており、権限の濫用を防止するための有効な規制を欠く場合も少なくない。また、このような規制が法的に定められている国においても、関係当局が捜査に熱心なあまり、その権限を濫用するおそれは常に存在する。このような不当な逮捕及び勾留を防止する方策として、逮捕及び勾留を正当化する事由を明確にするとともに、個々の逮捕及び勾留の正当性と必要性について裁判官その他の独立の機関がこれを審査できる制度を整備する必要がある。

不当に長い勾留も多くの国に共通する重要な問題であり、アジア地域では未決勾留者が過剰拘禁の状態におかれている国も多い。その原因は多様であるが、不必要な逮捕や勾留及び勾留の長期化が主要な原因となっている。勾留は、その理由や必要性が消滅すれば直ちに打ち切られるべきであり、勾留期間の法定化も不当に長い勾留をなくする一方策である。また、長期勾留の解消の上では、迅速及び適正に捜査及び公判を行うとともに、保釈等を積極的に活用することも必要である。

更に、逮捕及び勾留が正当に行われている場合においても、その間の被疑者及び被告人の基本的人権と適正な生活条件の保障が同様に重要なことはいうまでもない。被疑者及び被告人が無罪の推定を受けることは刑事司法における大原則の一つである。したがって、逮捕及び勾留中の被疑者及び被告人の防御という観点から、被疑事実の告知を受ける権利、弁護人選任権、自己負罪拒否特権などの刑事手続上の諸権利が十分に保障されなければならない。

また、被疑者及び被告人の基本的人権が、逮捕及び勾留の目的を達成し、施設の安全秩序を維持するために必要な限度で制約されることはやむを得ないとしても、これが必要以上に制約されることは避けられるべきであり、更に、逮捕及び勾留の生活条件も済正に保障されなければならない。

## 2 研修実施内容・論点

### (1) 逮捕、勾留及び保釈の現状

ア 法律上の規定

イ 逮捕、勾留及び保釈の実務とその統計

### (2) 逮捕及び勾留の妥当性

ア 逮捕及び勾留の理由と必要性

イ 裁判官その他による有効な審査

ウ 逮捕及び勾留に代わる手段

### (3) 長すぎる勾留を防止する方策

ア 勾留期間の制限

イ 保釈その他暫定的釈放の活用

ウ 迅速な捜査と公判

### (4) 逮捕及び勾留中の者に対する適正な処遇

ア 被疑事実の告知を受ける権利、弁護人選任権、自己負罪拒否特権、その他刑事手続上の諸権利の保障

イ その他の基本的人権の保障

ウ 適正な生活条件の保障

### (5) 不当な逮捕及び勾留に対する救済と制裁

### (6) 逮捕及び勾留に係る職員の研修、訓練

## 3 客員専門家

### (1) 米国ニューヨーク・ロー・スクール法律学教授 Dr. B. J. George, Jr

a) Arrest and Detention Including Interrogation

b) Pre-Conviction Release and Legal Status of Pre-Conviction Detainees

c) Remedies for Violation of Defendants' or Suspects' Constitutional Rights

### (2) オーストラリア・首都圏連邦最高裁判所判事 Mr. Xavier Connor

a) Arrest and Summons

b) Custodial Investigation

c) Questioning and the Right to Silence

## 第55回国際研修(1980年 82日間)

### 「成人犯罪者の施設内処遇」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪者処遇の分野において、社会内処遇の幅広い活用がますます強調されているが、これに適しない一定種類の犯罪者が存在する限り、矯正施設における処遇が社会にとって不可欠なものであることはいうまでもない。この故に、各国において、犯罪者の施設内処遇の内容を充実させ、効果的な施設運営を図るために多大の努力が払われている。この点に関連して、本年ヴェネズエラのカラカスで開催される第六回犯罪防止等国連会議においても、被拘禁者処遇最低基準規則の実施にかかる諸問題が討議されることになっている。

このように、矯正施設は犯罪者の処遇について重要な役割を担っているにもかかわらず、現在の活動は、種々の理由から、必ずしも十分満足できるものとは言えない状況にある。更に、受刑者数の増加のため施設が狭あいとなり犯罪者の施設内処遇に困難をきたしている国も少なくない。また、西欧諸国の一部には犯罪者の社会復帰の上で施設内処遇の果す有効性を疑問視する見解も強く主張されている。こうした状況の中で、矯正施設の機能を再検討し、犯罪者処遇の効果的なプログラムを追求することは意義のあることと考えられる。同時に、施設の保安と規律を維持するとともに、被拘禁者の基本的人権を保護し、適当な生活環境を整備することにも十分な考慮が払われなければならない。

今回の研修は、参加各国における成人犯罪者の施設内処遇制度及びその現状を検討するとともに、当面する諸問題に対する効果的な方策を追求しようとするものである。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 矯正施設の役割と機能

##### (2) 被拘禁者数の動向

##### (3) 処遇プログラム

ア 分類、収容及び累進処遇

イ 教育、生活指導、刑務作業、職業訓練及び治療処遇

ウ 中間処遇(開放施設、外部通勤、一時帰休、善時制及び仮釈放)

##### (4) 保安・警備

ア 建物構造及び保安設備

エ 懲罰手続

イ 施設内の人間関係

オ 武器及び拘束具の使用

ウ 検 査

カ 非常時対策

##### (5) 受刑者の権利と生活条件

ア 面会と通信

- イ 宗教活動
- ウ 知る自由(本, ラジオ, テレビ及び新聞)
- エ プライバシー
- オ 不服申立手続
- カ 医療及び生活条件
- キ 被拘禁者処遇最低基準規則の充足

(6) 矯正施設職員の採用と訓練

3 客員専門家

- (1) 米國ニューヨーク・ロー・スクール教授 Dr. B. J. George, Jr.
  - a) Creation and Enforcement of Norms Governing Treatment of Offenders
  - b) Accreditation of Correctional Institutions
- (2) スリランカ矯正局長 Mr. J. P. Delgoda
  - a) The Nature and Purpose of Imprisonment
  - b) Techniques of Rehabilitation in a Correctional Setting
  - c) Preparation for Release and the Problems of the Discharged Offenders
  - d) Aftercare and Parole Supervision
  - e) Practical Problems in Prison Management
  - f) The Correctional System of Sri Lanka
- (3) スウェーデン・ストックホルム大学刑事学教授 Dr. Knut Sveri
  - a) Imprisonment as a Part of a Social Control System
  - b) The Social and Economic Consequences of Imprisonment
  - c) Crime Policy : The Decisions to Be Taken
  - d) Why and How to Measure Imprisonment
  - e) Recent Development in the Swedish Correctional Policies and Practices
  - f) Correctional Policy in the Context of Overall National Planning

第5.6回国際研修(1980年6.9日間)  
「刑事司法の効果的・効率的運営のための協調・  
連携の方策」

1. 主要課題設定の趣旨・目的

アジアの多くの地域における社会的変化は、急速な都市化と工業化と相まって、犯罪問題を一段と悪化させ、このために刑事司法制度に予期せざる重い負担を加えることとなっている。社会における犯罪の蔓延現象は、刑事司法が効果的に運営されていない場合には、更に悪化することはいうまでもない。このような事態の発生を早期に防止するためには、刑事司法制度の過去の犯罪を処理し、将来の犯罪を防ぐ能力を向上させることである。多くの国における犯罪情勢の悪化は、刑事司法諸機関に対する予算的措置が十分でないことにも一つの原因があるが、財政的に不十分とはいえ、刑事司法諸機関は、現在利用しうる財源で刑事司法の運営を改善し、一層効果的・効率的に国民から託された義務を遂行すべきであることは論をまたない。

警察、検察、裁判の各機関は、司法の公正な運営上、独立性を持たなければならないことはいうまでもないが、この独立性は、犯罪対策を推し進めていく上で、これら諸機関相互の協調・連携を排除するものではない。

この協調・連携は、関係機関の組織上の独立性を害するものでもなく、また、被告人・被疑者・市民の基本的な人権を侵害するものでもない。かえってそれは、関係機関が行う職務の全体的な効果を高めることとなる。もしも、刑事司法諸機関が犯罪に対処するため、相反し、重複し、あるいは拮抗的とすら思われる活動をすれば、刑事司法制度の全体としての機能が阻害される結果となる。

協調・連携は、機関内における内部部局間でも重要であり、機関の目的と政策を達成するため欠くことができない。したがって、この研修の目的は、刑事司法諸機関相互間及び当該機関の内部部局相互間における協調・連携によって刑事司法を効果的・効率的に運営するための諸方策を検討し、現実的対策の樹立に資することにある。特に重点が置かれるのは、犯罪に対処するに当たり、警察・検察・裁判の各機関の独立性を維持しつつ、これら機関の活動の協調を図り強化する具体的方法は何かという点である。

2. 研修実施内容・論点

(1) 犯罪の動向(犯罪の形態・規模の変化を含む)

(2) 刑事司法諸機関の相互的活動の効果的連携

ア 犯罪捜査、検挙、犯罪人の逮捕における能力の向上・迅速性と公正の確保

イ 起訴事件の適正な選択

ウ 迅速・適正な裁判

エ 事件を起訴せずに処理する方策(ダイバージョン)



- オ 市民の刑事司法運営への効果的参加の奨励
- (3) 適正な量刑政策・実務による効果的にして公正な科刑
  - ア 刑罰的処遇の多様化
  - イ 適正な量刑及びその手続
- (4) 刑事司法運営に関する運営上・立法上の新しい改革
- (5) 刑事司法に携わる職員の採用、訓練、昇進を通しての効果的な協調・連携関係の増進

### 3 客員専門家

- (1) 米国カリフォルニア司法協会研究部長 Dr. I. J. "Cy" Shain
  - a) Elements in a Rational Sentencing Policy
  - b) Determinate Sentencing in America : Revival of an Old Idea
  - c) Justice by Consent in American Courts
  - d) The Diversion Movement in American Criminal and Juvenile Justice
  - e) The American Criminal Justice System : The Problem of Harmonizing Disparate Elements
  - f) Recent Developments in American Criminal Justice
- (2) パキスタン国家警察公団総裁 Mr. Habib Ur Rehman Khan
  - a) Failure of Criminal Theories - A Critical Analysis (Part I)
  - b) Failure of Criminal Theories - A Critical Analysis (Part II)
  - c) Present Crime Trends : Its New Form and Dimensions
- (3) 西独通常裁判所判事 Dr. Hartmuth Horstkotte
  - a) Desision-Making by the Police, the Public Prosecutor and the Court : The Interdependence, the Rules and the Reality
  - b) Decriminalisation and the Capacity of the Criminal Law System
  - c) Informed Sentencing
  - d) Obstacles to Speedy Trials

## 第57回高官国際セミナー(1981年 26日間)

### 「開発と犯罪をめぐる諸問題」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

世界各国において経済発展のために真摯な努力が払われてきており、民生の向上及び社会環境の改善整備が緊要の課題であることはいうまでもない。しかし、工業化の進展による社会的・経済的諸条件の向上に伴い犯罪も減少するであろうとの一般の期待を裏切り、経済の発展は犯罪の激増と犯罪情勢の悪化をもたらしているのが現実の姿である。このことは、種々の経済発展に伴う副産物、例えば、農村から都市への大規模な人口移動、大都市における不適当な生活条件と雇用の機会の不足、家族や地域社会による非公式な社会統制の衰退、価値観の相違、犯罪の機会の増加等の新たな社会問題の出現などに起因するものと思われる。かくして、経済発展があったとしても、これに伴う犯罪情勢の一段の悪化により、経済発展の結果として国民に分配され又は再投資されるべき成果は減殺され、生活の質をかえって劣悪化する場合が少なくない。

このような大規模な犯罪の増加は、ひとり刑事司法機構の努力だけでは抑止できないものであって、機構内外の協力により有効な手段を策定し、これを実施していくことが不可欠である。教育、雇用、住宅、社会福祉、人口問題など犯罪現象に関係をもつ諸分野にわたる総合的施策の中に、犯罪防止の上での必要な考慮が組込まれるようにしなければならない。

このような配慮を加えた総合的施策により、これらの各分野の計画における犯罪発生要因を除去し、犯罪抑止要因を積極的に増進させることも可能となるのである。刑事司法関係者においても、これらの犯罪に関連する各分野に十分な関心を抱き、社会経済計画に携わる当局者をこの方向に啓発すべきものと思われる。

また、このような計画の策定及び実施に当たっては、非公式な社会統制手段として機能してきた伝統的な諸制度の保存とその強化に特に留意すべきである。社会発展の過程で、このような諸制度は崩壊しがちであり、このことが犯罪の増加に直接関連性をもつものと思われるからである。

他方、刑事司法の運営においても、諸制度の期待される機能を強化して更に有効に犯罪情勢に対処し、健全な国民経済の発展に寄与するよう努めなければならない。そのためには、刑事司法各機関の協調連携は不可欠であり、適切な計画技法がこの目的達成のために十分活用されなければならない。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 開発と犯罪

##### ア 犯罪情勢一般

- イ 工業発展地域又は社会構造の変化の著しい地域における犯罪情勢
- ウ 犯罪の増減をもたらす諸要因の探究
- (2) 犯罪防止の総合的施策
  - ア 経済開発の犯罪に及ぼす影響，特に，都市化，人口の移動，貧富差の増大，価値観の変化，犯罪の機会の増加との関係
  - イ 犯罪の増加を抑止しうる経済発展計画，特に，住宅，雇用，教育，社会福祉，地域組織，環境整備，人口問題との関係
  - ウ 刑事司法関係者が経済計画樹立の当局者に対し，適切な犯罪防止対策を総合経済計画に盛り込むことの重要性を認識させる必要性
- (3) 非公式な社会統制に資する伝統的諸制度の保存
  - ア 犯罪の防止及び減少に資する伝統的な諸制度
  - イ 伝統的な諸制度を保存し，強化する方法，特に公衆参加，地域運動との関連
- (4) 犯罪防止を目的とする施策の充実
  - ア 警察の防犯活動
  - イ 民間人による犯罪防止活動
- (5) 健全な社会的・経済的發展に寄与する上での刑事司法の運営の改善
  - ア 悪化する犯罪情勢に対応しうる警察力の強化
  - イ 効果的な法執行（例えば，犯人の検挙，証拠収集活動）
  - ウ 特殊な犯罪と危険な犯罪者への対策
  - エ 検察，裁判，矯正保護の分野における改善
  - オ 刑事司法機関相互の協力
  - カ 国民の協力支援を確保する手段方法

### 3 客員専門家

国連事務局社会開発人道問題センター犯罪防止・刑事司法部社会問題担当官

Dr. Eduardo Vetere

- a) Crime Prevention and Development within United Nations Context
- b) Crime Prevention and National Development Planning : Towards an Integration
- c) Crime Prevention and Criminal Justice Planning : A Systems Approach

## 第58回国際研修(1981年55日)

### 「少年司法の効果的運営のための総合的方策」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

アジア及びその隣接地域の多くの国において、近時、少年非行の増加・凶悪化に対する憂慮が高まりつつある。社会構造、文化的伝統及び青少年に対して与えられている自己実現の機会、各国により各々異っているとはいえ、全般的に見て、工業化・都市化に伴って生じる社会変動は、青少年の健全なる育成を阻害する諸条件を生み出しているといえよう。特に、家庭及び地域社会の崩壊、価値観の多様化、非公式な社会統制力の弱体化等は、薬物乱用や種々の社会不適応行動を含む少年非行問題をさらに悪化させるおそれがある。

青少年は、いまだ、その人格的成長の過程にある者であるから、たとえ、非行に陥ったにしても、更生し将来の国家発展に寄与する健全な市民となりうる十分な可能性を有している。しかし、他方、成長過程の早期段階における非行行動は、将来における犯罪性固着化の一徴表でもある。したがって、少年司法のあらゆる分野において、適切な予防的・教育的・保護的手段を講じて、非行の早期防止にあたる必要がある。しかしながら、多くの国々において、少年司法制度が、一体的総合的な取り組みを欠く故に、全体としては必ずしも有効に機能していると言えない状況が認められる。青少年の国家の発展に寄与する役割の重大さにかんがみれば、少年司法の効果的運営への総合的な方策並びに少年非行に対する効果的対策の樹立が急がねばならない。そのためには、多面的な角度から、少年非行に対処するための総合的にして豊かな構想力をもつ施策が試みられなければならない。

本研修は第一に、各国における少年司法制度及びその実態を比較検討し、第二に、総合的、統合的な少年司法の効果的運営を促進し、確保するための方策を探究し、第三に、少年における薬物乱用の原因並びにその効果的な解決方法を追求することを目的とする。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 各国における少年非行の動向

- ア 少年非行の定義 (年齢、非行行為の範囲)
- イ 少年非行の動向 (犯罪の形態・規模の変化を含む)
- ウ 少年非行の背景 (社会的・経済的・文化的・心理的諸因子)

##### (2) 少年司法制度

- ア 警察及び検察庁の段階における少年事件の処理
- イ 少年事件に対する処分
  - (ア) 少年裁判所ないしは非行少年の処遇決定の権限を有する機関の役割と機能
- (イ) 少年事件の審判手続と正当手続を含む手続上の諸権利の保障

- (ウ) 少年事件に対する処分，特にその処分の種類と処分決定の基準
- ウ 非行少年の処遇
  - (ア) 少年に対する特別な施設
  - (イ) 非行少年に対する保護観察，仮釈放，アフターケア等を含む社会内処遇
  - (ウ) 施設内処遇における分類制と処遇プログラム（教科，教育，職業訓練，生活指導，宗教活動，治療的処遇）
  - (エ) 篤志家の活用
- エ 少年非行の防止
  - (ア) 家庭，学校，地域社会，職場の役割
  - (イ) 非行防止における公衆の参加
  - (ウ) 警察の役割と活動
  - (エ) 社会防衛政策と教育，雇用，社会福祉，経済成長等に関する発展計画
- (3) 少年司法諸機関及び関連諸機関相互間の総合調整
- (4) 薬物乱用—その背景と解決策
  - ア 薬物乱用の背景
  - イ 薬物乱用の防止策
  - ウ 薬物乱用者に対する処遇

### 3 客員専門家

- (1) タイ国内務省矯正局長 Mr. Dhavce Choosup
  - a) Basic Informations on Drugs
  - b) Drug addiction and Prevention
  - c) Treatment and Rehabilitation of Drug Addicted Prisoners
  - d) General Discussion on Drug Problems
- (2) インド・国立社会防衛研究所長 Dr. Hira Singh
  - a) Juvenile Delinquency : Nature and Extent
  - b) Juvenile Justice System : The Conceptual Dilemma
  - c) Current Trends in Juvenile Justice Administration
  - d) Preventive Approaches Towards Delinquency Control
  - e) Treatment of Juvenile Delinquents

## 第59回高官国際セミナー(1982年 27日)

### 「効果的、効率的及び公正な刑事司法の運営を確保するための当面の諸問題とその対策」

#### 1 主要課題設定の趣旨、目的

犯罪情勢は、今や世界的に悪化の傾向を示しているが、アジア各国においても、社会・経済開発、とりわけ急速な工業化とそれに伴う都市化現象を背景として、犯罪の増加及び悪質化の傾向が近年ますます顕著であり、刑事司法に課せられる負担は一層増大しつつある。このような現状を踏まえ、各国においては犯罪の発生を減少させ社会の安全と秩序を確保するために、さまざまな努力がなされているところであるが、その成否は刑事司法運営の姿勢とその有効性によるところが極めて大きいと言わなければならない。国家開発の過程の中で、効果的、効率的及び公正な刑事司法の運営を確保していくことが更に一層強調されるゆえんである。

いうまでもなく、捜査、検察及び裁判など刑事司法の各段階における刑事事件の適切な取扱い及び処理は、個々の事件における正義の実現のためのみならず、一般予防及び特別予防の観点からしても極めて重要である。しかしながら、アジア地域の多くの国々では、まず犯人の検挙率が必ずしも満足すべきものとは認められないように思われる。犯人を早期に割出し、検挙することなく、多くの未検挙、未解決の事件を放置するならば、刑事司法機構は犯罪を防止するどころか、かえってこれを助長する結果にもなりかねないところである。このような状況はやがては警察をはじめとする法執行機関に対する国民の不信、非協力を生み出し、ひいては、刑事司法制度の本来の機能を阻害することになろう。現に多くの国々で犯罪の増加と悪質化に伴って、刑事司法制度の有効性に対する重大な懸念を生み出しつつあることが看取される。事件処理や裁判の遅延は、刑罰の効果を損なうばかりか、応々にして多くの危険な犯罪者を野放しにし、窮極的には、犯罪の危険から社会を防衛することを任務とする刑事司法制度に対する国民の信頼を著しく弱める結果となろう。他方、被疑者又は被告人にとっては、事件処理や裁判の遅延は、長期の身柄拘束を結果し、場合によってはその防御権を侵害することにもなりかねないのである。刑事司法の分野における人権保障の問題は、あらゆる国の刑事司法制度において、絶えず留意して見守られるべき重要な課題である。

#### 2 研修実施内容・論点

- (1) 犯罪の動行(犯罪の形態・規模の変化を含む。)
- (2) 効果的・効率的及び公正な刑事司法の運営を確保する上での当面の諸問題
- (3) 捜査及び検察の有効性、迅速性及び公平性を向上させるための方策
- (4) 適当な事件については、これを正式の刑事司法過程から早期に転換する、いわゆるダイバージョンの方策

- (5) 迅速かつ公正な裁判を確保する方策
- (6) 適正な逮捕・勾留を確保し、不当な長期勾留を防止するための方策
- (7) 刑事司法制度全体の機能を高めるための刑事司法諸機関相互間の方針及び運営の調整・協調
- (8) 捜査、検察及び裁判の過程における人権保障

### 3 客員専門家

- (1) 米国ニューヨーク・ロー・スクール教授 Dr. B. J. George, Jr.
  - a) Recent Developments in the Constitutional Law Affecting Search, Seizure and Interrogation
  - b) The Exclusionary Rule and Other Sanctions for the Protection of Constitutional Rights
- (2) フィリピン国法務大臣 Dr. Ricardo C. Puno
  - Contemporary Problems in Securing an Effective, Efficient and Fair Administration of Criminal Justice and Their Solutions

## 第60回国際研修(1982年 68日間)

### 「裁判前及び裁判段階における裁量権行使の合理性を確保する諸方策」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法関係諸機関の裁量によってなされる処分決定は、被疑者・被告人にとって重要な利害関係を有するだけでなく社会的にも極めて大きな影響を及ぼすものと言わなければならない。刑事手続の開始・不開始あるいは起訴・不起訴の処分決定の警察官あるいは検察官によって行使される裁量権限は、明文の規定の有無にかかわらず、かなり広範なものがあり、刑事事件処理における中心的機関として機能すべき裁判所もまた広範囲に与えられた裁量権限を行使することにより、最も妥当な量刑を選択することとなるのである。

ひるがえって現状を直視するときは、上記裁量権行使が必ずしも必要にして十分な情報に基づくことなく、あるいは、その結果につき十分な考慮を払わぬまま行われているやに見受けられる場合が少なくない。このような実務が行われる原因としては、適当な処分決定を確保するための効果的な手続的保障がないこと、これらの処分決定過程の構造やその与える広範な影響についても十分な理解が得られていないこと、刑事司法の各段階における処分が十分な資料に基づかず、明瞭で整合性のある基準や準則によることなくなされていること及び他の刑事司法過程に対する影響や結果を十分考慮することなくなされる傾向があることなどがしばしば指摘されるところである。

したがって、本研修においては、適正妥当な処分決定を行うための方策を策定することにより、刑事司法全体の運営を改善するため、処分決定の目的を明らかにし、適正妥当な処分決定を得るために必要にして十分な情報を集める方法を検討し、刑事司法各機関による裁量権の必要性とその妥当な範囲とを見極め、処分決定の性格と構造とを明らかにし、併せて処分決定過程を合理的かつ効果的ならしめる方法、特に統計及び科学的調査の活用方法などを探求することによって研修の重点を指向することとしたい。

また、個々の処分決定のあり方を改善するためには、同時に一般的政策決定のあり方についても改善を要する場合が多いことはいうまでもない。したがって、上記諸問題は、政策決定レベル及び現場実務レベルの双方のレベルにおいて別個に、そしてまた総合的に検討されるべきこととなる。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 刑事司法過程における合理的な処分決定の基礎をなす調査研究のあり方

ア 刑事司法運営に関する重要な統計の作成と改善の方法

イ 刑事司法運営の効果に関する調査研究による効果測定の方法



(2) 刑事手続の開始、不開始と起訴、不起訴の決定

- ア 刑事手続の開始、不開始と起訴、不起訴処分の決定において考慮すべき事項
- イ 警察、検察による刑事手続の開始、不開始と起訴、不起訴の決定における裁量権行使の範囲と程度

(3) 量 刑

- ア 最刑において考慮されるべき事項
- イ 公正で適切な量刑を実現するための基準あるいは準則の設定
- ウ 合理的な量刑を確保するその他の適切な方策

(4) 刑事司法関係各機関相互の連携協力

効果的かつ効率的な刑事司法全体の機能を確保するための連携協力の方策

3 客員専門家

(1) 米国ニューヨーク州立大学刑事司法学研究教授 Dr. Leslie T. Wilkins

- a) General Introduction to Information and Decision Theory : Models and Their Usage
- b) General Introduction to Information and Decision Theory : The Present Position Regarding Theories Imprisonment
- c) Seriousness of Crime and the Importance of Aggravating and Mitigating Factors
- d) Discussion of the Ideas of Guidelines

(2) カナダ・モントリオール大学比較刑事学国際センター所長 Dr. Denis Szabo

- a) Economic Crime and Abuse of Economic Power : New Avenues for Research and Legislations
- b) Contemporary Societies and Crime Control : Features and Evaluation of Crime Trends and the Efficiency of Criminal Justice System
- c) Victims and Society : Is There a Fair Deal for Victims in the Criminal Justice System ?
- d) Police and the Public : Trends in Contemporary Law Enforcement

## 第61回国際研修(1982年 82日間)

### 「犯罪者の改善更生をより効果的に果たすための処遇 プログラムを確保する諸方策」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

近時、欧米諸国においては、犯罪者の改善更生の可能性に対する懐疑主義が強まりつつある。しかしながら、アジア太平洋地域の国々においては、犯罪者の改善更生が矯正の基本目的であるとする立場が依然として主流を占めており、施設内矯正、社会内矯正のいずれを問わず、矯正は犯罪者の再社会化を促進することによって犯罪の抑制・減少に貢献することが期待されている。

多くの国において、矯正の非施設化あるいは社会内矯正の活用が、犯罪者処遇の有効性と人権の尊重との関連において認識され、強調されてきている。犯罪者のうちかなりの者は、社会の利益と安全を損なうことなく、社会内矯正の枠組内において処遇できることは事実である。しかしながら、いくつかの国においては、社会内矯正を実行するための組織・機構をいまだ確立するに至らず、また、社会内矯正を既に実施している国においても、社会内処遇になじまない犯罪者が存在することを否定できない。このことを認識するとき、我々は、施設内矯正の果たす役割を決して軽視することはできない。

一方、各国における施設内矯正の現状は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。特に、収容者の改善更生に役立つ処遇プログラムを確保し、提供しているかという点においては、極めて不満足な状態にあるといわざるを得ない。矯正施設が、犯罪者の犯罪性を除去し、社会生活への再適応化を援助し、よって犯罪者の改善更生を実現していくためには、矯正施設は、より有効で内容のある処遇プログラム、特に、再社会化のための社会との結び付きをより強化していくことを目指すプログラムを導入・開発していくことが望まれる。

したがって、本研修は、第一に、各国における現行の矯正制度及び処遇プログラムを比較検討し、第二に、犯罪者の更生にとってより有効な処遇プログラムを確保するための方策を探求することを目的とする。

#### 2 研修実施内容・論点

- (1) 各国における現行の矯正機構、刑務所人口及び社会内処遇を受けている者の数的動向
- (2) 国連被拘禁者処遇最低基準規則の充足状況との関連でとらえた矯正施設の運営状況
- (3) 矯正施設内における犯罪者の改善更生にとってより有効な処遇プログラム
- (4) 施設処遇から社会生活への円滑な移行
- (5) 釈放された犯罪者のための効果的な処遇プログラム
- (6) 処遇の有効性に関する調査・研究：その方法及び結果

- (7) 国連被拘禁者処遇最低基準規則：アジア太平洋地域諸国に対する意義及びアジア太平洋地域諸国からの提言

### 3 客員専門家

- (1) 香港矯正局長 Mr. T. G. P. Garner

- a) Management of Institutions
- b) Convicted Prisoners - Admission to Discharge
- c) Classification and Categorization Aftercare, Visitors and Public Relations
- d) Vocational, Industrial Training, and Cultivation of Good Work Habits
- e) Correctional Services Personnel and Staff Training

- (2) 国連社会開発・人道問題センター・犯罪防止刑事司法部社会問題担当官

Dr. Kurt Neudek

- a) Formulation and Application of United Nations Standards and Norms in Criminal Justice
- b) The United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners : Some Issues of Current Relevance
- c) Correctional Issues at United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders : Changes in Emphasis and Perspective
- d) Corrections from the Viewpoint of Crime Prevention and Criminal and Social Justice

## 第62回高官国際セミナー（1983年 34日間）

### 「効果的、効率的かつ公正な刑事司法運営のための改革の推進」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

アジア地域の多くの国々においては、犯罪件数が増加し、かつ、犯罪が悪質化する傾向にあり、このため、刑事司法制度を外国から導入した時点から存した欠陥等のため既に負担過重となっている刑事司法制度により過重な負担を強いる結果となっていることが看取される。効果的、効率的かつ公正な刑事司法の運営に対する阻害要因を除去するため、多くの国において、刑事手続あるいは刑事司法制度の基本構造の改革が試みられてきたが、その中には成功例もあるが失敗例もあるし、また、所期の目的を達したか否かについての判定をすることが時期尚早と考えられる例もある。また、改革の試みは、時にはかなりの反対に遭遇することがある。したがって、成功例及び失敗例の双方について問題点を分析する際には、反対を克服するための方策についても考察する必要がある。

#### 2 研修実施内容・論点

- (1) 捜査における手続又は実務の改善・改革
- (2) 検察官制度の確立
- (3) 起訴便宜主義の導入
- (4) 起訴前の段階におけるいわゆるダイバージョン
- (5) 予備審問制度又は予審制度の廃止・再導入
- (6) 公判手続又は証拠法の改善・改革
- (7) 迅速かつ公平な裁判の促進
- (8) 警察官、検察官及び裁判官の選任・地位・研修に関する改善・改革
- (9) 改革のための予算確保及びその他の戦略面での問題点
- (10) 改革を促進するためのアジア地域の基本準則を制定することについての可能性の有無

#### 3 客員専門家

- (1) 米国・エール・ロー・スクール教授 Dr. Abraham S. Goldstein, L. L. D.

The American Public Prosecutor :

a) Origins and Basic Themes

b) Prosecutorial Discretion and Changing Judicial Roles :

Charging and Dismissals

c) The Judge, the Prosecutor and the Guilty Plea

d) The Role of the Victim

- (2) マレーシア国家警察長官 Mr. Tan Sri Mohamed Haniff bin Omar
- a) Strategical Aspects in Expansion and Modernisation of the Police Force
  - b) Crime Prevention Planning in the Context of National Development
- (3) 西独司法省総務局長 Dr. Walter Rolland
- a) The Legal Position of the Public Prosecutor and Defence Counsel in Criminal Proceedings in the Federal Republic of Germany in Comparison with the Law of Other European Countries
  - b) The Protection of the Administration of Criminal Justice against Public or Private Influence
- (4) インドネシア大学法学部教授 Mr. Oemar Seno Adji, S. H.
- a) & b)
- Innovation for Effective, Efficient and Fair Administration of Justice in the Code of Criminal Procedure
- (5) 米国ニューヨーク・ロースクール法律学教授 Dr. B. J. George, Jr. J. D.
- Diversion and Mediation in the United States

## 第63回国際研修(1983年 82日間)

### 「犯罪者の改善更生をより効果的に実現するための社会内 処遇プログラムを確保する諸方策」

#### 1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪者の改善更生を果たす上において、矯正施設は従前極めて重要な役割を演じてきており将来においてもその重要性は低く評価されるべきものではなく、特に、社会に重大な危険を及ぼすおそれのある犯罪者は拘禁施設に収容されるべきであり、また、重大な犯罪に対しては自由刑が最も適切な刑罰であることはいうまでもないところである。

しかしながら、近時、施設内処遇は過剰収容をはじめとする様々な問題に直面しているところから、犯罪者の改善更生を刑政の第一の目的と考えた場合、施設外においてより効果的かつ人道的な処遇を行うことによりその目的を達成することも実現可能ではないかとの考えが徐々に有力となりつつあり、各種の社会内(施設外)処遇プログラムが世界各国において実施に移されているところである。もっとも社会内処遇が施設内処遇と比較してより有効であるとの科学的証明は困難であるものの、より低廉な経費でしかも犯罪者の社会生活基盤を損なうことなく犯罪者の処遇を実現することが可能であり、更に過剰収容等の施設の問題を軽減できるという利点のあることも明らかである。

このように施設内処遇の問題点が明らかにされ、社会内処遇の利点が十分に認識されているにもかかわらず、アジア地域各国においては、この社会内処遇プログラムが十分に活用されているとは言い難い面が認められる。したがって、関係各国における既存の社会内処遇プログラムの改良を念頭に置きつつ、新たな処遇技法の開発を模索し、関係各国の社会内処遇制度・プログラムを比較検討することは極めて重要であり、この作業はアジア地域における犯罪者処遇に新たな局面の展開をもたらすものと期待される。

#### 2 研修実施内容・論点

##### (1) 関係各国の概況

ア 社会内処遇に係る現行法制度

イ 社会内処遇の運用の実態

##### (2) 社会内処遇プログラム

ア プロベクション

(ア) 組織、運営、職員

(イ) プロベクションのための犯罪者の選択

(ウ) スーパービジョンと処遇プログラム

(エ) 条件と取消し

- (d) 当面する諸問題とその対策
- イ パロール
  - (f) 組織, 運営, 職員
  - (g) パロールの決定と最適基準
  - (h) スーパービジョンと処遇プログラム
  - (i) 条件と取消し
  - (d) 当面する諸問題とその対策
- ウ ハーフウェイハウス及びその他の社会内居住施設
  - (f) 法的地位, 組織, 運営, 職員
  - (g) 収容に当たっての犯罪者の選択
  - (h) 施設の状態
  - (i) 処遇プログラム
  - (d) 当面する諸問題とその対策
- エ その他の社会内処遇プログラム
  - (f) 法的地位, 組織, 運営, 職員
  - (g) 適正プログラムのための犯罪者の選択
  - (h) 処遇プログラム
  - (i) 当面する諸問題とその対策

### 3 客員専門家

- (1) 米国 E. M. クラーク財団司法計画部長 Dr. Kenneth F. Schoen
  - a) An Overview of American Corrections - Its Problem and Hopes
  - b) A Summary of Research Offering Hope for Community Corrections
  - c) Responding to Probation's Loss of Credibility - A Proposal  
Offering "Limited Risk Control"
  - d) The Evolution of A Comprehensive Community Corrections Act
  - e) A Community Services Sentencing Programme
  - f) A Programme Offering Sentencing Plans to the Judge
  - g) A Work Programme to Bridge to Gap between Prison and  
Community -Film-

(2) シンガポール社会福祉省開発局長 Mr. K. V. Veloo

a) Understanding the Role and Functions of the Probation Officer

-The Pre-Sentence Report-

b) Understanding the Role and Functions of the Probation Officer

-Supervision-

c) The Prison Welfare Officer in the Prison System

-Direct Services-

d) Drug Abuse in Singapore

-Demand Reduction and Rehabilitation Strategy-



## 第64回 国際研修（1983年 82日間） 「少年刑事司法制度及びその運営の改善に関する研究」

### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

青少年の社会不適応現象は、アジア・太平洋地域のみならず域外諸国においても深刻な社会問題となっている。

この現象は、もとより、各国の抱える個別的な事情に帰因するところが多いが、一般的には、これら諸国の急速な経済的发展によりもたらされた家族及び地域社会による伝統的な非公式統制の弱体化、都市化とそれに伴う大都市への人口流入、犯罪を犯す機会の増加及び価値観の多様化等によって拍車がかかけられているものと考えられる。

このような状況下において、少年刑事司法制度は、いずれの国においても青少年の健全な育成を図る総合的な機構の中のひとつの中心的な制度として、より一層有効適切にその機能を果たすよう期待されているところであるので、アジア極東犯罪防止研修所に対しても、少年刑事司法運営に携わる主として地域内各国の政府職員を対象として国際研修を実施し、各国における経験を踏まえた共同討議をすることにより、少年刑事司法制度の有効適切な運営の障害となり得る問題点を明らかにするとともに、その解決方策を探究するための機会を提供するよう強く望まれているところである。少年刑事司法制度及びその運営に関する問題については、種々の見解があり得ると思われるが、それが少年の非行防止と非行少年の改善更生という共通の目的を有するものである以上、国際研修の過程で多くの一致点が見出され得るものと考えられる。

### 2. 研修実施内容・論点

(1) 各国の現行少年刑事司法制度の概要（捜査、検察、裁判、処遇を含む。）

(2) 少年非行の一般的な傾向とその原因

(3) 少年刑事司法制度及びその運営に関する個別的な問題

ア 少年及び非行概念の法律上の定義

イ 捜査及び検察に関する諸問題

(7) 少年事件担当警察官の役割と研修

(4) 少年事件捜査手続の特則（デュー・プロセス概念及びバレンス・パトリエ概念との対比問題に関連する諸問題を含む。）

(5) 警察官及び検察官によって行われる少年事件処分の類型と処分に関する裁量、処分基準

イ 裁判に関する諸問題

(7) 少年裁判所の役割及び少年事件担当裁判官の研修

(4) 少年事件裁判手続の特則 — 警察官、検察官、弁護人又は付添人、保護観察官その他

の関係者の関与とその限界並びにデュー・プロセス概念及びバレンス・パトリエ概念の対立に関連する諸問題を含む。

(ウ) 少年事件処分の類型及び処分に関する基準の問題

ウ. 裁判後の処遇に関する諸問題

(ア) 少年の収容施設及び収容処遇プログラム

(イ) 少年の社会内処遇 — プロベーション, パロール, アフターケア等

(ウ) 民間篤志家の活用

(4) 少年非行防止方策に関する諸問題 — 民間人の役割, 少年刑事司法関係諸機関及びこれらと他の諸機関との協力関係を含む。

なお, 本研修においては, アジア極東犯罪防止研修所が昭和56年第58回国際研修における研修員の共同討議の結果に基づいて作成した「少年刑事司法制度運営に関する最低基準制定のためのガイドライン」を再検討し, これを改正するための討議も行われる予定である。

### 3. 客員専門家

(1) 英国ロンドン大学キングズ・カレッジ法学部上級講師 Mr. Zohn C. Freeman, J.P.

a) Juvenile Offenders in the 1980's

b) Justice for Juveniles

c) Alternatives to Custody for Juvenile Offenders

d) Grave and Persistent Juvenile Offenders

(2) 米国カリフォルニア州政府青少年局上席研究員 Dr. Ted Palmer

a) Treatment and Its Effectiveness

b) California's Community Treatment Project

c) Matching in Corrections

d) Dealing with Complexity in Juvenile Diversion

(3) 西独, ミュンヘン大学総合刑法学研究所教授 Dr. Horst Schüler - Springorum

(4) 西独, マックス・プランク国際刑事法研究所長 Mr. Gunther Kaiser

a) Trends and Related Factors of Juvenile Delinquency in Europe

b) Strategies of Diversion in European Juvenile Justice Systems

## 第65回 高官国際セミナー（1984年，34日間）

### 「刑事司法の運営に関する国際協力」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

近年における交通機関及び情報伝達手段の飛躍的発達に伴い、アジア・太平洋地域においても国際交流の機会が急速に拡大し、同時に政治・経済・文化等の国内的事象も、国際情勢と密接に関連し、相互に影響しあう傾向にあることが認められる。

更にこのような国際化傾向は、刑事司法運営の分野にも多大な影響を与え、各国が犯罪の国際化、犯罪人引渡し、刑事事件に関する国際共助及び受刑者の交換など、自国のみによっては適正に対処し得ない困難で複雑な問題に直面するに至った。

刑事司法運営の分野における国際協力の改善に向けては、これまで多くの国が誠実な努力を重ねてきており、国際連合においても、その実効性を高めるため国際協力に関する指導原則の確立が検討されている。

しかしながら、現時点において、刑事司法の運営に関する国際協力はその範囲・方法などが国際上必ずしも明確に定義づけられておらず、その手続が時に多大の時間を要し、複雑であることなどのため、これらの協力に向けての手段が十分に活用されておらず、その結果として犯罪の防止及び犯罪者の処遇の両面において、必要かつ望ましい役割を達成していないものと思料される。

刑事司法運営に関する国際協力は、国際法のみならず各国の国内法制とも十分調和のとれたものでなければならないことはいうまでもなく、アジア・太平洋地域諸国の経験や法制度について討議を重ねることが、より効果的で効率的な国際協力の実現に向けての基盤形成に必要不可欠であることは疑う余地がないであろう。

各国における国際協力制度についての比較研究を行い、(1)各国がこの分野で直面する諸問題を把握し、(2)より効果的で効率的な国際協力を確立するための諸方策を探求し、(3)国際協力の将来の在り方、特に国際協力に関する統一準則制定の可能性を考察する。

#### 2. 研修実施内容・論点

- (1) 各国の国際協力制度の概要
- (2) 情報の交換に関する国際協力
- (3) 逃亡犯罪人引渡し
- (4) 捜査段階における共助
- (5) 公判段階における共助
- (6) 保護観察及び刑の執行の承継
- (7) 研修・研究に関する国際協力

ア 異文化間の研修・研究の促進

イ 国内の研修・研究機関，地域的及び国際的研修，研究機関相互の協力と交流

3. 客員専門家

(1) 米国司法省司法次官補 Mr. Ronald L. Gainer

- a) International Cooperation in Criminal Justice Administration -- A Selective Overview
- b) Extradition and Other Particular Aspects of International Cooperation
- c) Problems with National Penal Code Reform Efforts

(2) 西独司法省刑事局長 Mr. Wilhelm Schneider

- a) The Development of International Cooperation Involving the Federal Republic of Germany in the Area of the System of Justice Concerning "Prevention of Crime and Treatment of Offenders" with Particular Regard to the Conditions in the Member States of the Council of Europe
- b) Bases and Problems of the International Cooperation among the Member States of the Council of Europe in the Areas of Extradition and Other Mutual Assistance
- c) Bases and Problems of the International Cooperation of the Member States of the Council of Europe in the Field of Criminal Law in Areas Other Than Extradition and Other Mutual Assistance

(3) 米国司法省刑事局詐欺課公判担当首席検事 Mr. Robert G. Clark

- a) Prisoner Transfer Treaties
- b) International Cooperation in the Investigation and Prosecution of Economic Crimes

(4) フィリピン国司法省検察局首席国家検察官 Mr. Artemio Juquero

- a) International Cooperation in Criminal Justice Administration -- part I
- b) International Cooperation in Criminal Justice Administration -- part II

## 第 66 回 国際研修 (1984年, 82日間)

### 「矯正施設における効果的な受刑者処遇の改革」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

近時、世界の若干の国においては、社会復帰を目指した犯罪者の改善更生に対する矯正の努力について懐疑主義が強まりつつある。しかしながら、アジア太平洋地域の国々においては、犯罪者の社会復帰が矯正の基本目的であるとする立場が依然として主流を占めており、施設内矯正・社会内矯正のいずれを問わず、矯正は犯罪者の再社会化を促進するよとによって犯罪の抑制・減少に貢献することが期待されている。

ところで、アジア太平洋地域の多くの国において、その矯正行政は、過剰拘禁、受刑者の不就業・不十分な処遇プログラム、薬物事犯・交通事犯等特定分野の犯罪者の増加等、犯罪者の社会復帰を妨げる幾多の諸問題に直面している。

そこで、これらの緊急な諸問題解決のために、域内の多くの諸国において、刑事施設の新設・私企業との協力提携・構外作業の導入・新しい処遇プログラムの開発・職員研修の改善充実等、様々な改革等が講ぜられてきたところである。

本研修においては、①各国における施設内処遇の分野において試みられ達成されてきた多くの改革等を、その諸経験を踏まえて研究し、②これら処遇プログラムの改革と監獄改良達成に必要な諸条件を検討し、③他国におけるこれら改革等の成功例の自国への導入を討議し、もって矯正処遇における改革の実を図らんとするものである。

#### 2. 研修実施内容・論点

- (1) 過剰拘禁の現状とその問題点
- (2) 刑事施設の新設
- (3) 刑務作業の直面する諸問題、特に、私企業との協力・業種の選択・現代的業種の導入等によるその解決等
- (4) 薬物事犯・交通事犯・累犯、その他、特定種類の被収容者に対し、そのニーズに応じた個別的処遇プログラムの開発
- (5) 構外作業の現状とその将来の見通し
- (6) 人事管理と職員研修
- (7) 矯正全般に関する研究の促進
- (8) 行政当局と他の関係諸機関との連絡協調

3. 客員専門家

- (1) スリランカ法務省矯正局長 Mr. J.P. Delgoda
  - a) The Role of Imprisonment in the Treatment of Criminal Offenders
  - b) The Scope and Importance of Innovations in the Treatment of Offenders
  - c) *Innovations in the Correctional System of Sri Lanka*
- (2) 米国エール大学社会学部教授 Dr. Albert J. Reiss Jr.
  - a) Causes and Consequences of Prison Overcrowding in the United States of America and System Responses to Overcrowding
  - b) Developments in Correctional Policies and Practices in the USA
  - c) Sentencing Policies and Practices in the USA
  - d) Criminal Careers and Their Implications for Corrections in the USA
- (3) イラク・労働社会問題省社会改良庁成人矯正局長 Mr. Nabil Shawkat Rafiat
  - a) Security and Reform in prisons
  - b) Alternative to Imprisonment
  - c) The Connection between the Prisoner and the Society
- (4) 米ミシガン大学ロースクール教授 Dr. Francis A. Allen
  - a) The Decline of the Rehabilitative Ideal in the United States:  
The Erosion of an Ideology
  - b) *The Modern American Critique of the Rehabilitative Ideal*
  - c) The Rehabilitative Ideal and the Future
  - d) From Rehabilitation to Incapacitation: Cotemporary Attitudes in American Penal Practice

## 第67回国際研修(1984年, 82日間)

### 「薬物問題に関する総合的研究」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

薬物問題は、アジア地域のみならず、その他の地域諸国においても深刻な問題となっており、国際社会の重大な関心事となるに至っている。

その結果、この問題についての総合的な対策を定めた二つの国際条約、すなわち1961年の麻薬に関する単一条約(議定書によって改正された。)及び1971年の向精神剤に関する条約が採択されており、両条約の定める薬物の濫用(以下、「薬物濫用」という。)並びに単一条約第36条及び向精神剤条約第22条の定義する薬物犯罪(以下、「薬物犯罪」という。)の防止及び取締に努力を傾けるべきことの必要性が、広く国際的に認識されるに至っている。そしてまた、現在、国内的あるいは国際的な種々の努力が薬物問題に対処するためにはらわれている。にもかかわらず、薬物問題はその深刻の度を増しているものと思われる。薬物濫用は拡大・多様化の傾向にあり、薬物犯罪は巧妙化し、薬物密売に関与する組織等は、薬物犯罪によって多額の収入を得ている。

このような状況の下で、刑事司法制度は、一方では、薬物濫用の防止を図るための、総合的な枠組みのなかの中心的制度として、他方、薬物犯罪者の妥当かつ公正な処罰の実現を図るために、より一層有効適切にその機能を果たすべきことを求められており、地域研修所であるアジア極東犯罪防止研修所に対して、刑事司法に携わる地域内各国の政府職員を対象として国際研修を実施し、各国の経験や考え方を分かち合うことによって、薬物濫用及び薬物犯罪をめぐる問題点の所在を明らかにするとともに、その解決策を見出すための機会を提供することが強く望まれている。

#### 2. 研修実施内容・論点

- (1) 薬物濫用及び薬物犯罪の防止、取締に関する各国の諸制度の概要(刑罰法規の適用範囲・捜査・検察・裁判・処遇等。)
- (2) 薬物濫用及び薬物犯罪の実情とその原因
- (3) 薬物犯罪者及び薬物濫用者の処罰と処遇に関する諸問題
  - ア 薬物濫用の可罰性及び当罰性
  - イ 薬物濫用者についてのダイヴァージョン
  - ウ 法定刑及び量刑
  - エ 薬物中毒者についての治療をも含む裁判前あるいは裁判後の薬物濫用者の処遇
- (4) 薬物濫用及び薬物犯罪の捜査・検察・裁判に関する諸問題
  - ア 薬物及び薬物濫用者の特定のための科学的知識及び技術の入手可能性

- イ 薬物犯罪及びその行為者並びに薬物濫用の特定（捜索・差押及びその他の刑事手続上の諸問題。薬物の運搬を法執行官が把握しつつ、できる限り多数の犯人を特定し、かつ、犯罪の証明を最も行いやすい時点でこれを逮捕するために、早急な逮捕を差し控える旨のいわゆる「コントロールド・デリヴァリー」に関する諸問題を含む。）
  - ウ 証言その他の証拠資料を確保するための方策に関連する諸問題
  - エ 職員の訓練
  - オ 関係機関相互の連絡協調
  - カ 国際協力及び共助
- (5) 組織的薬物犯罪に関する諸問題（金融取引及び資産の捜査、薬物取引に供しようとし、あるいはこれから得た資金の没収等の問題を含む。）
- (6) 薬物濫用防止に資するその他の諸方策  
 （薬物問題の深刻さに関する一般人の認識の改善、市民の積極的関与の助長、非政府機関の活用及び刑事司法関係諸機関間ないしこれらと他の諸機関、団体等との協力関係の改善を含む。）

### 3. 客員専門家

- (1) 米国連邦司法省司法次官補事務取締役 Mr. Charles W. Blau
- a) America's War Against Illegal Drugs
  - b) The United States Bank Secrecy Act : A Federal Tool in the Prosecution Of Financial Crimes
  - c) Genesis of Drug Abuse in the United States
- (2) マレーシア国際刑事警察機構東南アジア地域麻薬担当官 Mr. Charlie Chandra Stevenson
- Current Trends in Illicit Drug Traffic -- Role of I. C. P. O. / Interpol and International Co-operation in combating the Drug Problem
- (3) オーストラリア関税協力理事会関税技術部次長 Mr. William Thomson
- The Customs Co-operation Council : Its Role in International Customs Enforcement
- (4) シンガポール中央麻薬局次長 Mr. Lohman Yew
- a) Singapore's Drug Control Programme
  - b) Singapore's Approach to Heroin Problem
  - c) Singapore's Drug Treatment and Rehabilitation Programme
- (5) マレーシア行刑局副長官 Mr. Sulaiman bin Haji Sani
- a) Dadah (Drug) Abuse in Malaysia -- The Malaysian Experience -- An Integrated Approach
  - b) Treatment and Rehabilitation Programme for Dadah Addicts in Malaysia



(6) ポーランド 国連社会開発・人道問題センター犯罪防止・刑事司法部社会問題担当官

Mr. Slawomir Marek Redo

a) The Coordinated Approach to Control and Prevention of Drug Crimes : the  
United Nations Perspective

b) Criminal Justice Norms, Standards and Policies on Control of Drug Crimes

(7) 英 国 国連麻薬部需要供給削減課長 Mr. Michael Davies

a) The Drug Traffic Problem : A Worldwide Overview

b) The United Nations and Countermeasures to the Drug Abuse Problem

## 第68回高官国際セミナー（1985年，33日間）

### 「アジア・太平洋地域における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

近年における急激な社会的、経済的發展に伴い、アジア太平洋地域の諸国においては、犯罪の増加、新しい形態の犯罪の発生、裁判の長期化等、刑事政策上の諸問題に直面している。ところで、刑事司法に関するこれらの問題は全般的な社会、経済開発との関連でとらえられるべきであり、その重要な一部分として取り扱われるべきである。したがって、この問題に関し、全般的な社会的、経済的諸条件との関連において、総合的、効果的な政策を立案することが重要であるが、これは、以下に掲げる重要課題について刑事司法に携わる者が広範な討議を実施し、その意見と経験を交換することにより達成されるのである。

第1に、アジア・太平洋地域の多くの国では、過去数十年間に、諸外国から移入された刑事司法に関する理念や技法が定着しつつあるが、なお様々な問題も残されている。したがって、これら外国の理念や技法と各国の固有の制度や伝統との関係について吟味し、社会開発の過程において、これらの理念や技法を定着させるためにいかなる政策がとられてきたのか、また、定着させることに失敗したとするなら何が問題であり、いかにしてこれを克服するのか等について分析、検討を加えることが必要である。これは、刑事政策における重要課題について各国の今日的諸問題を明らかにし、検討することにより可能である。

第2に、アジア・太平洋地域の諸国においては、社会的・経済的変動に伴い、新しい形態の犯罪の発生等、刑事政策上の諸問題に直面しているが、刑事司法が、これに効果的に対応するためには、刑事司法における総合的な取組及び関係機関相互の協力が一層重要となっている。しかし、この問題に関しては、関係者の長年の努力にもかかわらず、今なお残された課題も多く、今後も検討を続けることが強く期待されている。

第3に、犯罪被害者救済に関する問題も重要な課題である。この問題に関しては従来から多くの関心が寄せられてきたが、刑事政策の分野においてこれを取り扱おうとする努力は必ずしも十分ではなかったように思われる。したがって、警察、検察等の関係分野において犯罪被害の防止及び犯罪被害者救済を実施するため、被害者化の過程、経済的権力あるいは公権力の濫用、少数者集団、犯罪被害者救済のための既存の制度等について討議し、政策を明確にする必要がある。

第4に、青少年非行の恒常的増加が多くの国で重大な関心事となっている今日、青少年問題も緊急に検討を要する重要課題である。青少年は、社会開発やこれに伴って発生する人口増加、都市化及び失業等の諸問題の影響を最も受けやすいので、本問題は、これらの社会変動との関連においても論じられなければならない。

最後に、変ぼうする世界における刑事司法が抱える複雑、困難な問題に効果的、かつ、適正

に対処するため、既存の国際連合準則及び最低基準について、関係諸国における一層の実施を図り、同時に今後必要とされる準則及び最低基準の制定についても研究する必要がある。

本セミナーの成果は、当研修所の今後の活動に新たな局面を加えるのみならず、1985年8月に開催予定の犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第7回国連会議に対し、アジア・太平洋地域からの地域的貢献として討論の格好の素材を提供するものである。

## 2. 研修実施内容・論点

- (1) 社会的、経済的変動とこれが犯罪、犯罪防止及び刑事政策に及ぼす影響
  - ア 社会開発の過程において生起する新しい犯罪形態
  - イ 犯罪問題に対処するためとられている新しい政策
  - ウ 国際協力を効果的に推進するための方策
- (2) 変ぼうする社会における刑事司法の施策と展望
  - ア 社会変動の現況と刑事司法の対応
  - イ 刑事司法における公衆の参加
  - ウ 刑事司法行政における情報と調査研究の役割
- (3) 犯罪被害者の保護を効果的に実施するための方策
  - ア 犯罪被害者の範囲と種類
  - イ 被害者の救済と援助を保障するための既存の制度
  - ウ 国家的、地域的及び国際的諸施策を実施するための新しい方法
- (4) 青少年問題の実態
  - ア アジア・太平洋地域における今日の青少年問題
  - イ 青少年犯罪と変動する社会的、経済的諸条件との関係
  - ウ 青少年犯罪の防止及び保護のための効果的方策
- (5) 既存の制度や慣習に配慮しつつ国際連合準則及び最低基準を制定し適用するための方策
  - ア 国際連合被拘禁者処遇最低基準規則を効果的に実施するための方策
  - イ 法執行官のための行動準則を効果的に実施するための方策
  - ウ 刑務所収容に対する代替刑に関する準則の必要性
  - エ 外国人被拘禁者の移送に関する準則の必要性
  - オ 死刑確定者の権利保障に関する準則の必要性

## 3. 客員専門家

- (1) 米国 ニューヨーク・ロースクール法律学教授 Dr. B. J. George Jr.
  - a) New Developments in Victim and Witness Protection in the United States

b) Administration of Interstate Prisoner Transfer Compacts and Prisoner Transfer Treaties

(2) 西独 司法省刑事局部長 Dr. Erich Corves

a) Policy-Planning for the Protection of Victims

b) Seventh UN Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

(3) オーストラリア エスカップ社会開発部長 Dr. Nancy Viviani

## 第69回国際研修（1985年，82日間） 「効果的な社会内処遇を実施するための諸方策」

### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪者処遇の窮極の目的は、犯罪者の社会復帰を促進することにより犯罪の危険から社会を防衛することにあるが、社会内処遇は施設内処遇とともに犯罪者処遇の中核をなすものである。社会内処遇という概念は多様な意味に解釈されているが、ここでは広義のそれをいい、犯罪者の社会復帰を促進するため、社会内で実施されているすべての犯罪者処遇を意味するものと解し、裁判前の各種ダイバージョン、保護観察、刑の執行猶予、矯正施設における開放処遇、仮釈放及び更生緊急保護等を含むものとする。

犯罪内容や社会に危害を加えるおそれ等の理由から、施設内処遇を必要とする犯罪者が存在するが、社会内処遇は、施設内処遇との緊密な連携の下に実施されるならば、ほとんどすべての犯罪者に対して必要かつ有効な処遇方法であるといえる。また、社会内処遇は、家族、友人等との関係を断つことなく、社会の中で犯罪者の社会復帰を促進しようとするものであり、犯罪者本人はもとより、家族、友人等に対して必要以上に大きい精神的、経済的負担を負わせることがないため、施設内処遇及びその他の犯罪者処遇の方法に比較して、より人道的な犯罪者処遇の方法であるともいえる。更に、社会内処遇が少ない経費で実施できる犯罪者処遇の方法であることはいうまでもない。以上の理由に加え、今日、多くの国が矯正施設における過剰拘禁の問題に直面していることから、これを解決するためにも、多くの国において社会内処遇を実施するための努力が払われており、犯罪者処遇における社会内処遇の役割に対する期待はますます高まっている。

しかし、社会内処遇を更に効果的に実施するためには解決すべき幾つかの問題がある。例えば、犯罪者の更生に対する社会の拒否的態度、効果的な社会内処遇を実施するために必要な予算と人員の不足、関係法令の未整備、処遇効果に関する調査研究の不足等の問題が挙げられる。

また薬物犯罪の増加及び少年非行の増加等の新たな犯罪情勢の展開により、従来実施されてきた処遇方法に加え、薬物犯罪者、非行少年等に対する有効な処遇方法を新たに開発することも強く期待されている。

本研修は、第1に、参加諸国における社会内処遇の実施状況と実施上の問題点を分析し、第2に、これらの問題を解決し、更に効果的な社会内処遇を実施するための諸方策を検討することにより、アジア・太平洋地域における社会内処遇の発展に寄与しようとするものである。

### 2. 研修実施内容・論点

#### (1) 参加諸国における社会内処遇の実施状況と実施上の問題点

（裁判前のダイバージョン、保護観察、刑の執行猶予、矯正施設における開放処遇及び仮

釈放等の実施状況とその問題点)

(2) 社会内処遇を効果的に実施するための諸方策

ア 裁判前におけるダイバージョン

(ア) 実施すべきダイバージョンの種類(起訴猶予等)

(イ) 対象者の選択の基準と方法

(ウ) 処遇プログラム

(エ) 実施に必要なその他の事項

イ 代替刑

(ア) 実施すべき代替刑の種類(保護観察, 刑の執行猶予, 社会奉仕命令等)

(イ) 対象者の選択の基準と方法

(ウ) 処遇プログラム

(エ) 実施に必要なその他の事項(保護観察における遵守事項, 取消し等)

ウ 受刑中及び受刑後の施設外処遇

(ア) 実施すべき施設外処遇の種類(開放処遇, 一時帰休, 仮釈放, ハーフウェイハウス等)

(イ) 対象者の選択の基準と方法

(ウ) 処遇プログラム

(エ) 実施に必要なその他の事項(仮釈放における遵守事項, 取消し等)

エ その他の必要事項

(公衆の参加, 関係機関の連携, 社会内処遇の効果に関する調査研究, 職員の採用と研修を含む。)

3. 客員専門家

(1) 米国 南イリノイ大学犯罪学研究所教授 Dr. Elmer H. Johnson

a) Community Corrections and Society

b) Diversion: A Partnership of Criminal Justice and Community Services

c) Treatment Programs: Techniques and Potentialities

d) Probation and Other Alternatives to Imprisonment

e) The Correctional Institution as a Setting for Treatment Potentialities and Limitations

f) Correctional Institutions and the Community

g) Parole and Released Prisoners

h) Evaluating Community Corrections

(2) 英国 ロンドン保護観察所長 Mr. Graham W. Smith

a) The Probation System

- b) The Parole System
- c) Community Service
- d) New Innovations
- e) Training

第70回国際研修 — (1985年, 82日間)  
「少年司法制度及びその効果的な運営をめぐる諸問題」

1. 主要課題設定の趣旨・目的

近年アジア・太平洋地域のみならず域外諸国においても少年非行問題が深刻な社会問題となっているのに伴い、少年司法及びその運営に関する国際的な研究及び改善策の提言が活発に行われている。アジア極東犯罪防止研修所も、アジア・太平洋地域において犯罪防止及び犯罪者処遇を専門領域とする機関としては唯一の国連地域研修・研究機関として、同地域内諸国の少年司法制度及びその運営の改善に貢献するため努力を払って来たが、その中には、比較的最近のものとして、次のようなものがある。

1981年に少年司法に関する統合的アプローチをテーマとした国際研修を開催した。同研修における討議・結果を基礎として、少年司法の運営に関する最低基準規則作成のためのアジア・太平洋地域からの提言として、いわゆるガイドラインを作成・公表した。

1983年に少年司法制度及びその運営の改善に関する研究をテーマとした国際研修を開催した。同研修期間中に、国連刑事司法部と共同して、少年司法に関する国連最低基準規則案作成のための国際専門家会議を開催し、同会議において作成された少年司法に関する国連最低基準規則案はその後国連犯罪防止規制委員会により採択された同規則草案の土台となった。

1985年3月国連刑事司法部及びエスカップと共同して少年非行及び少年の処遇に関する第1回国連地域内調査を実施した。この調査は、域内各国の少年非行の実情、傾向、原因、非行少年の処遇、少年の被害状況、少年非行問題に関する政策、少年非行の防止策その他少年非行問題全般に関して行われた最初のものである。

1985年7月エスカップと共同して、青少年犯罪の防止における少年司法及び青少年保護育成団体の果たすべき役割とその効果的協力関係の確立に関する国際専門家会議を開催する。

これらの企画は、いずれも国連によって国際青年年と指定された1985年に向けてこれに対する貢献としてなされたものであるとともに、その多くは、本年8月から9月にかけてミラノで開催される第7回国連犯罪防止犯罪者処遇会議の準備としてなされたものである。すなわち、第7回国連会議では、少年司法の運営に関する国連最低基準規則案が検討され、これが採択されることが期待されている。

そこで、上記国連会議後の最初のコースであり、また国際青年年の最後に行われる本コースは、上記の一連の成果を詳細に分析検討し、もってこれらを域内各国の少年司法制度及びその運営の改善に十分役立たせるものとする機会を提供するものである。すなわち、上記少年司法の運営に関する国連最低基準規則は、これが採択されると国連加盟各国の少年司法制度及びその運営に関するモデルとなるべきものであり、少年司法制度及びその運営の改善に資するところが大きいものと期待されるので、その内容は十分に周知される必要がある。また、同規則の



解釈・適用については、各国の国内事情に照らして検討すべき事項が少なくない予測される。更に、地域内少年司法関係の専門家が参集した機会に前記第1回国連地域内調査及び青少年保護育成団体の果たすべき役割に関する国際専門家会議の各結果を詳細に分析検討することは、少年司法制度及びその運営の改善を図る上で必要であり極めて有益である。なお、これらについて討議を深めるためには、参加各国の少年司法制度及びその運営上の特色並びにその抱える主要な問題についての共通の理解が必要であり、上記討議の過程では、これらの個々の国内問題についても検討され、その実践的な解決策が提示されることを期待することができる。

## 2. 研修実施内容・論点

### (1) 参加各国の少年司法制度及びその運営に関する特色並びにその当面する主要な諸問題

#### ア 捜査及び検察に関する諸問題

- (ア) 少年事件担当警察官の役割と研修
- (イ) 少年事件捜査手続及びその実態
- (ウ) 警察官及び検察官によって行われる少年事件処分の類型と処分に関する裁量権

#### イ 裁判に関する諸問題

- (ア) 少年裁判所の機能と役割及び少年事件担当裁判官の研修
- (イ) 少年事件裁判手続及びその運営（少年の権利保障、警察官、検察官、弁護士又は付添人、保護観察官その他の関係者の関与とその限界に関連する諸問題を含む。）
- (ウ) 少年事件処分の類型及び基準と裁判官の裁量権

#### ウ 裁判後の処遇に関する諸問題

- (ア) 少年の社会内処遇（プロベーション、パロール、アフターケア等）
- (イ) 民間篤志家の活用

### (2) 少年司法の運営に関する国連最低基準規則の意義及び解釈・運用上の諸問題

### (3) 少年非行及び少年の処遇に関する第1回国連地域内調査の結果の分析及び評価

### (4) 青少年の非行及び犯罪防止方策に関する諸問題（民間人・青少年保護育成団体の果たすべき役割及びこれらと少年司法関係諸機関との協力関係を含む。）

## 3. 客員専門家

- (1) インド インド国立社会防衛研究所長 Dr. Hira Singh
- (2) オーストラリア ロンドン大学キングス・カレッジ法学部法学部犯罪教室室長  
Mr. John Charles Freeman
- (3) 西独 マックス・プランク国際刑事法研究所長 Dr. Günther Kaiser
- (4) 西独 ミュンヘン大学総合刑事学研究所教授 Dr. Horst Schüler-Springorum
- (5) アメリカ合衆国 ペンシルバニア大学教授 Dr. Marvin Wolfgang
- (6) スウェーデン王国 ストックホルム大学刑事学教授 Dr. Knut Sveri

- (1) インド国立社会防衛研究所長 Dr. Hira Singh
- a) Outline of the Juvenile Justice System in Asian Countries
  - b) Prevention and Control of Juvenile Social Maladjustment
  - c) Juvenile Justice Operation
  - d) Juvenile Justice System: An Overview
  - e) Implementation Modalities of the Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice
- (2) オーストラリア ロンドン大学キングズ・カレッジ法学部犯罪教室室長  
Mr. John Charles Freeman
- a) Alternatives to the Prosecution of Juvenile
  - b) Children's Rights and Juveniles Justice
  - c) Custodial Prevision for Juveniles: Its Problems and Limitations
  - d) The Development of Non-Custodial Alternatives
- (3) 西独 マックス・ブランク国際刑事法研究所長 Dr. Günther Kaiser
- a) Child Abuse, Child Molesting, and the Law
  - b) Organization and Structure of the Juvenile Justice Administration in Western Europe: Different Countries, Laws and Systems-Similar Problems and Findings ?
- (4) 西独 ミュンヘン大学総合刑事学研究所教授 Dr. Horst Schüler-Springorum
- a) Some Remarks on the Beijing Rules I
  - b) Some remarks on the Beijing Rules II
- (5) 米国 ペンシルバニア大学教授 Dr. Marvin Wolfgang
- In Pursuit of Greater Effectiveness and Efficiency in the Juvenile Justice System and Its Administration
- (6) スウェーデン ストックホルム大学刑事学教授 Dr. Knut Sveri
- a) The Juvenile Justice System of Sweden I
  - b) The Juvenile Justice System of Sweden II
  - c) Child Welfare and Juvenile Justice

## 第71回高官国際セミナー(1986年, 32日間)

### 「新しい形態の犯罪防止のための刑事司法運営における革新の促進」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪は一つの社会現象であり、社会が変動するにつれて犯罪も新たな局面を迎えるところであるが、社会的諸条件の変動に伴う犯罪現象の変化は、犯罪の量的変化となって現われるばかりでなく、その質的な変容となって出現する。

近年における急激な社会変動と、これに伴う国民の価値観や行動様式の変化は、犯罪の発生状況に関連を持つとともに、犯罪の形態と規模の変化をもたらしてきている。例えば、多数の国で発生している犯罪形態として、ホワイトカラーあるいは経済犯罪、自動車に関連する犯罪、コンピューター犯罪、企業犯罪、公害犯罪、薬物犯罪及びテロ行為などがある。また、国際交流が増加するにつれて、麻薬取引、不法な労働力の輸出など多国間にわたる犯罪も発生している。その他、現在刑罰法令に規定されていないが、将来犯罪の対象として規制するか否か論議されているような問題行為(以下問題行為とする)も発生している。

これら新しく発生した犯罪や犯罪発生状況及び将来刑事司法上問題として取り上げられなければならないと考えられている行為は、既存の法規範や刑事司法がその出現を予想もし得なかったものである。多くの国では、これら新しい形態の犯罪や、問題行為にいかに対処し、解決するかという問題に直面している。即ち、これらの新しい現象に直面している多数の国では、既存の法規範や刑事司法組織を改正するなどし、あるいは新しく法律を制定するなどして、新しく出現した犯罪や問題行為により組織的、効果的に対処する方策を求められている。

これは、アジア・太平洋地域でも例外ではなく、同地域の多数の国においても社会・経済的変動に伴い、新しい形態の犯罪や問題行為が発生するようになってきており、刑事政策上多くの問題に直面せざるを得なくなってきた。

むしろ、各国によっては社会・経済的変動及びそれに関連した新しい形態の犯罪や問題行為の発生状況は異なっていると思われるが、アジア・太平洋地域において同じ刑事司法運営に携わる者が、現在直面している新しい形態の犯罪及び問題行為の発生状況を考察し、その対策を国際的に検討することは緊急、かつ、必要な今日的課題である。

#### 2. 研修実施内容・論点

(1) 参加諸国において発生している新しい形態の犯罪、将来犯罪として規制するか否か論議されている問題行為及びその動向

ア 将来犯罪の対象として規制する必要性が論議されている問題行為の状況と種類

イ 問題行為の特徴

ウ 新しい形態の犯罪の種類と犯罪者の特徴

- エ 新しい形態の犯罪及び問題行為に関する被害者の範囲と種類
- (2) 新しく発生した犯罪及び問題行為と社会・経済的変動との関連性
- (3) 新しい形態の犯罪及び問題行為に対処するための新しい施策
  - ア 新しい形態の犯罪及び問題行為に対する立法化の方策
  - イ 変動する社会・経済状況に対する刑事司法の対応策
  - ウ 外国人犯罪者の処遇の在り方
- (4) 新しく発生した犯罪及び問題行為を効果的に解決するための国際協力をすすめるための方策
  - ア 捜査機関の共助（協力）の必要性と方策
  - イ 外国人受刑者の移送に関する準則の必要性
  - ウ 情報、研究及び捜査協力促進のための方策

### 3. 客員専門家

- (1) 西独 バイエرن州最高裁判所長官 Dr. Walter Odersky
  - a) Additional Tasks When Criminal Justice Administrations Face Drug Criminality and New Methods to Combat It
  - b) Problem of Innovation in Combating Economic Criminality and Offences Involving Environmental Damage
- (2) アメリカ合衆国 司法省司法次官首席補佐官 Mr. Jay B. Stephens
  - a) Undercover Operation-The Design and Management of an Effectation Law Enforcement Investigative Capability
  - b) Strategies for International Law Enforcement Cooperation
- (3) カナダ 法務府統計部長 Dr. Alex Himelfarb
  - a) Canadian Approaches to Crime Prevention
  - b) Research and Statistics for Crime Prevention
- (4) 中華人民共和国 司法省中国政法大学副教授 Mr. Yao Zhaohui
  - a) New Crimes Emerging in the Process of China's Development
  - b) The Strategic Policies and Measures To Be Taken for New Crimes

## 第72回 国際研修（1986年，83日間）

### 「矯正施設における犯罪者の効果的・効率的処遇」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

昭和30年に開催された第1回国連犯罪防止・犯罪者処遇会議において「国連被拘禁者処遇最低基準規則」（以下、「国連最低基準」という。）が、採択され、昭和32年国連経済社会理事會により承認されてほぼ30年を経過し、さらに、昭和59年には、国連最低基準の「効果的履行・充足のための手続規定」が同理事會で採択され、世界各国の矯正処遇の発展に大きな役割を果たしてきた。また、昭和60年に開催された第7回国連犯罪防止・犯罪者処遇会議において「受刑者の地位」、「刑務所人口の減少、拘禁刑の代替処分及び犯罪者の社会復帰」、「受刑者の人権」など犯罪者処遇の分野における重要決議が採択され、いずれも同年の第40回国連総会において承認され、今後世界各国における犯罪者処遇政策及びその実務に大きな変革をもたらすことと思料される。

しかしながら、アジア・太平洋地域の諸国における矯正行政は、国連最低基準の履行・充足を妨げる多くの問題、例えば、過剰拘禁、被収容者の不就業、精神医・心理技官・作業技官・教官等の処遇専門職員の不足、科学的処遇技術に基づいた処遇計画の未整備等に直面している。もとより域内諸国においては、これらの諸問題を解決するため新しいタイプの矯正施設の建築、施設外処遇の新しい方策の開発、民間篤志家等の市民参加活動の促進、処遇専門職員の採用、拘禁に代わる措置の導入等により、矯正処遇の改革のための努力が鋭意なされてきたところであるが、必ずしも満足すべき状況にあるとはいえない。

このように、域内の諸国において矯正行政は、種々の課題に直面しているため、矯正施設における犯罪者の一層効果的・効率的な処遇の実現を図ることは、域内の諸国が真剣に取り組むべき喫緊の課題である。

そこで、本研修は、①各国における施設内処遇の現行制度及び実務の実情を把握・分析し、②直面している問題点の適切な解決策を探求し、③矯正行政上の解決策につき、その効果及び効率の程度を検討し、さらに、④国連最低基準の一層効果的な充足方策及び上記国連諸決議の実施方策を探究することにより、矯正施設内における処遇方策の発展を図ろうとするものである。

#### 2. 研修実施内容・論点

- (1) 被疑者・被告人の人的処遇の諸方策、未決拘禁又は保釈に付された者に関する諸問題、被収容者の諸権利及び外部交通権
- (2) 青少年犯罪者、薬物中毒者、交通事犯者等の犯罪者の類型に応じた職業訓練、教育訓練、治療行為等を含めた効果的な処遇計画の促進

- (3) 刑務作業の近代化を促進する上での諸問題
- (4) 外部通勤等の開放処遇の積極的実現を図るための諸方策
- (5) 保安及び被収容者の身柄の確保に関する諸問題
- (6) 被収容者の処遇に民間篤志家の積極的活用を図るための諸方策
- (7) 矯正職員の採用と研修に関する諸問題
- (8) 国連最低基準の履行を充足し上記国連諸決議を実施するため域内の諸国において特に考慮すべき事項

### 3. 客員専門家

- (1) 前香港矯正局長 Mr. Thomas G. Garner
  - a) Part I Education in a Correctional Setting  
Part II Vocational/Industrial Training and the Cultivation of Good work Habits
  - b) Part I Juveniles and Young Adults - Incitable Behaviour  
Part II Disciplinary Training Programme for Young Adult Offenders
  - c) Introduction to the U.N. Standard Minimum Rules for the Treatment of prisoners
  - d) Part I Changing Responsibilities of Correctional Personnel to Meet New Demands  
Part II Correctional Personnel with Reference to the U.N. Standard Minimum Rules
  - e) Part I Before-and-After-Care  
Part II "Prisons for Profit": Audio-Visual Presentatin Followed by Discussion
- (2) ノールウェイ最高裁判所判事 Mr. Helge Røstad
  - a) The Criminal Justice System - Operating at Stages before Correction
  - b) The Scope of the European Rules
  - c) Prison Regime
  - d) Transfer of Foreign Prisoners
  - e) Alternative Measures to Imprisonment

## 第73回国際研修（1986年，83日間） 「経済犯罪の社会的影響とその効果的防止」

### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

近年，世界の諸国において，犯罪の発生は全体的に増加する傾向にあり，この犯罪の数的増加は社会の発展に伴う犯罪形態の質的变化とあいまって，各国の犯罪防止及び刑事司法の運営に重大な試練を与えている。

なかでも，経済犯罪（本研修の関係では財産的利益を得るためしばしば職業または事業活動と関連して，あるいは職業または事業活動と関連する専門知識を利用して敢行される非暴力犯罪と定義することとする。）は，発展途上国においては，その社会・経済の健全な発展に重大な影響を及ぼし，先進国にあつては，より巧妙・悪質化するなど，その社会的影響が先進国・途上国を問わず深刻であることにかんがみ，各国が最も緊急かつ真剣に取り組むべき今日の問題であるといえよう。

このため昭和60年に開催された第7回国際連合犯罪防止会議においては，「開発との関連における犯罪及び犯罪防止の新局面—未来への挑戦」を主要議題として，経済犯罪の社会的影響とその効果的防止に関連する諸問題について詳細な検討を加えており，その成果は経済犯罪に対する刑事司法の取り組みの強化を提唱した「開発と新国際経済秩序との関連における犯罪防止及び刑事司法の指導原則」として結実し，同原則は同年の第40回国連総会においても承認されたがその内容の具体化及び実施は今後に残された重要な課題である。

最近の技術革新，とりわけ経済・金融活動の分野におけるコンピュータの利用の発達は，これらの専門知識を利用した新たな犯罪の発生を促進しており，これらの犯罪による被害は極めて重大でありながら，その検挙・防圧は，事案の高度の専門性等のため必ずしも容易ではない。また，経済犯罪はしばしば組織的に敢行されるため，社会生活の安定に大きな脅威となり，他方最近の国際交流の活発化に伴い，経済犯罪が一国内の問題にとどまらず，国境を越えて他国へ拡散する傾向にあることも認められ，各国の法制度や犯罪に対する取り組みの相違が，これらの犯罪に対する適正な対処を困難にする可能性があることは否定できない。加えて，横領・詐欺・脱税等種々の形態で実行される経済犯罪によって得られる利益は，極めて巨大であり，これらの不法な経済力が一方でさらに大規模な犯罪の継続を可能にするとともに，他方では，一国の政治・経済・社会制度に対して，不当な影響力を行使することがありうることも指摘されている。

さらに，経済犯罪は近年特に合法的な経済・金融活動の分野にまで進出し，このため正当な経済活動を著しく混乱させ阻害するうえ，刑事司法による適正な対処を一層困難にしている例も見受けられる。

これらの経済犯罪によってもたらされる被害の重大性及び広範性はまことに深刻であり，犯

罪の防止及び犯罪者の処遇に関する刑事司法の役割は、国内的、地域的及び国際的に極めて重大であるといえよう。

アジア・太平洋地域の諸国は、経済犯罪の防圧に向けての効果的な方策を確立し、国際協力を推進すべく努力を傾注しているが、他方、刑事司法に関する人的・物的資源の不足、法制度の不満、専門的知識・訓練の欠如等種々の困難を問題に直面し、その現状は必ずしも満足すべきものではない。

したがって、アジア・太平洋地域内の諸国から刑事司法の運営にたずさわる者多数の参加を得て、経済犯罪の防止をめぐる諸問題について、各国の経験に基づいた意見を交換し、有効な対処の方途を探求することは、極めて必要かつ緊急の課題である。

そこで本研修は、①アジア・太平洋地域内の各国が現在直面している経済犯罪の状況とその問題点を比較研究し、②これらの経済犯罪が社会の健全な発展に対して与える影響を考察し、③刑事司法が経済犯罪に対していかに効果的に対処すべきかを探求し、さらに、④総合的な経済犯罪の防止策の確立の可能性を検討することにより、経済犯罪の効果的防止の推進に寄与しようとするものである。

## 2. 研修実施内容、論点

- (1) 参加国において発生している経済犯罪の動向
- (2) 経済犯罪が社会に対して与える影響
- (3) 経済犯罪と刑事司法
  - ア 経済犯罪の捜査と起訴
  - イ 経済犯罪の裁判
  - ウ 経済犯罪者の処遇
  - エ 経済犯罪防止のためのその他の効果的な方策
- (4) 国際協力の強化と充実
  - ア 国際協力を強化する方策
  - イ 経済犯罪に対する研修・研究の充実
- (5) 経済犯罪の防止に向けての総合的アプローチ

## 3. 客員専門家

- (1) 米国ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス法学部教授 Dr. Leonard H. Leigh.
  - a) Aspects of the Control of Commercial Fraud in the United Kingdom
  - b) Securities Frauds
  - c) Other Frauds



- d) Controls Over Commercial Fraud Through the Criminal Law
  - e) The Criminal Law and the Regulation of Offence Concerning Securities and Commodities
  - f) Investigation, Prosecution and Proof
  - g) Preparation for Trial and Trial
  - h) Sentences and Disqualification
  - i) Extraterritoriality and Interstate Co-operation
- (2) 米国連邦司法省刑事局詐欺課特別顧問 Mr. Robert G. Clark
- a) Economic Regulation as a Means for Preventing and Detecting Economic Crime
  - b) Problems and Opportunities for Enforcement Created by the Use of Electronic
  - c) Considerations in the Prosecution and Sentencing of Organizational Offenders
  - d) International Co-operation of in the Prosecution of Economic Crimes
- (3) 香港検事総長府経済犯罪部上席検事補 Mr. Daniel Yetta Marash
- a) Economic Crime: Its Impact on Society and Effective Prevention
  - b) Cross-Country Fraud-An Investigator's Marathon
  - c) Speech for Dr Barry Rider Workshop on Misuse of Banking and Other Financial Institutions
  - d) Maritime Fraud and the International Maritime Bureau
  - e) Documentary Frauds in the Shipping Industry
  - f) Charter Party Fraud
  - g) Vessel Deviation and Disposal of Cargo
  - h) Scuttling: A Special Study
- (4) 西独ウェストファリア大学犯罪学部長 Dr. Hans Joachim Schneider
- a) Economic Crime: Its Impact on Society and Effective Prevention Introduction
  - b) Some Problems in Research and Prevention of Economic Crime
  - c) Some Forms and Examples of Economic Criminality in the Federal Republic of Germany and Switzerland
  - d) *Summary and Commentary to the Book by John Braithwaite; Corporate Crime in the Pharmaceutical Industry*
  - e) Economic Criminal Law in the Federal Republic of Germany

(5) 国連ヘルシンキ犯罪防止研修所上席研究員 Mr. Matti Joutsen

a) Economic Crime and the Victim

b) Approaches in the Study of Economic Crime

c) The United Nations and the Prevention and Control of Economic Crime

d) "Civilizing" The Control of Economic Crime: Alternatives to the Criminal Justice System in the Prevention and Control economic Crime

## 第74回高官国際セミナー（1987年、34日間）

### 「刑事司法における犯罪者及び犯罪被害者の公正かつ人道的取扱いの促進」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

今日、犯罪は、その内容において複雑多様化するとともに、その件数において著しく増加する傾向にあり、社会の発展と安全を脅かしているが、このような状況にあつて、効果的・効率的な刑事司法行政を実施し、社会の安全と秩序を維持することは、国の社会的・経済的発展を図る上で不可欠である。また、刑事司法の効果的・効率的な実施は、国の発展及び繁栄を支える重要なものである。このような重要な任務を果たすため、刑事司法の各分野において様々な施策が実施されてきたが、刑事司法の効果的・効率的な実施にとって最も基本的かつ重要なことは、刑事司法が公正に運用され、これに対する国民の信頼と協力を得ることであることは言うまでもない。

公正な刑事司法の運用を図り、刑事司法に対する国民の信頼と協力を得るためには、犯罪者に対する公正かつ人道的取扱いに努めるとともに、犯罪被害者の権利及び利益の保護にも十分配慮することが重要である。

犯罪者の権利の保護に関しては、アジア・太平洋地域の諸国はもとより、世界の各国で多くの努力が払われてきたところである。国際連合は、1948年に「世界人権宣言」を採択して人権保障の重要性を訴えるとともに、1966年には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を採択し、他の諸権利とともに、刑事司法における被疑者、被告人及び受刑者の人権の保障に努めてきた。また、第1回国際連合犯罪防止会議は、「国際連合被拘禁者処遇最低基準規則」（1955年）を採択し、具体的な最低基準を設けることにより、受刑者の人道的処遇の促進に大きく貢献した。国際連合によるこれらの規約、規則等の制定は、犯罪者の人権を保障し、公正で信頼を受ける刑事司法を実施しようとする世界各国の努力を反映するものであり、犯罪者の人権保障及び人道的処遇に大きく寄与しているが、裁判官の不足等による裁判の遅滞、矯正施設の不足等による過剰拘禁等、なお検討、改善すべき点が多く残されている。

他方、従来の刑事司法にあつては、犯罪被害者の権利及び利益の保護及び犯罪被害者に対する精神的、経済的援助について、犯罪者の人権保障に比して注意が払われることが少なかったように見受けられる。しかし、刑事司法を公正に運用し、国民の信頼と協力を得るためには、犯罪被害者の保護及び援助も、これに対する犯罪者の人権保障と同様に、非常に重要なものである。例えば、被害申告、告訴、告発等の手続が公正に運用されるとともに、事件の受理に当たる係官が犯罪被害者に対して適正かつ親切な態度で臨まなければ、被害申告、告訴、告発件数は減少し、逆に統計上の暗数が増大することとなるであろう。また、刑事司法手続、特に捜査及び裁判の段階で犯罪被害者のプライバシーが保護され、かつその利益に十分な配慮が払わ

れることも重要である。更に、犯罪による精神的、経済的損失に対する回復も重要な課題である。被害の回復が著しく遅れるため犯罪被害者が経済的窮状に陥ったり、あるいは全く回復されないような場合には、犯罪被害者の不公平感は増大され、ついには刑事司法に対する不信感を招くことになりかねない。犯罪被害者の権利の保護とその援助の重要性は、近年に至りようやく認識されるどころとなり、第7回国際連合犯罪防止会議において論議され、犯罪被害者の権利の保護とこれに対する援助の促進及びこれに必要な職員の研修や国際協力の実施が要請され、この問題に関して一層積極的に取り組むことが必要となっている。

## 2. 研修実施内容・論点

### (1) 犯罪者の人権の保障

#### ア 逮捕及び勾留に関する人権の保障

- (ア) 逮捕及び勾留の理由及び手続
- (イ) 勾留の期間及び保釈制度の活用
- (ウ) 違法な逮捕、勾留に対する賠償制度

#### イ 裁判に関する人権の保障

- (ア) 公正で迅速な公開裁判を受ける権利の保障
- (イ) 被告人の権利（弁護人の選任、通訳、黙秘権、上訴等）の保障
- (ウ) 少年裁判の特殊性と少年の人権保障

#### ウ 処遇に関する人権の保障

- (ア) 未決囚の処遇と人権の保障
- (イ) 受刑者の処遇と人権の保障
- (ウ) 少年院収容者の処遇と人権の保障
- (エ) 社会的処遇と人権の保障（遵守事項の変更、取消しに関する手続等）

### (2) 犯罪被害者の権利の保障及びこれに対する援助

#### ア 告訴、告発の受理及び処理の方法

- (ア) 住民による告訴、告発を活発化するための方策
- (イ) 告訴、告発を適正に処理するための手続

#### イ 刑事司法手続における被害者の権利及び利益の保護

- (ア) プライバシーの保護
- (イ) 捜査、裁判における被害者の利益保護
- (ウ) 証人の保護
- (エ) 判決、仮釈放及び恩赦に被害者の感情を反映させるための手続

#### ウ 損害賠償制度

- (ア) 損害賠償制度の充実

- (イ) 国による被害補償制度
- (ウ) 伝統的な和解制度
- エ 被害者を保護するためのその他の方策
- (3) 国際協力、研修及び調査研究
  - ア 人権関係国際規約の実施状況と実施上の問題点
    - (イ) 世界人権宣言
    - (イ) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）及び同議定書
    - (ウ) 国際連合被拘禁者処遇最低基準規則
    - (エ) 少年刑事司法に関する国際連合最低基準規則
    - (オ) 法執行官のための行動準則
    - (カ) その他
  - イ 国際連合及びその他の国際機関の役割
  - ウ 研修及び調査研究
    - (ア) 職員の採用及び研修
    - (イ) 犯罪被害者に関する調査研究の積極的実施

### 3. 客員専門家

- (1) 米ニューヨーク・ロースクール法律学教授 Dr. B. J. George, Jr.
  - a) Law Enforcement Interaction with Victims
  - b) Protections for Victims and Witnesses in the Course of Judicial Proceedings and Execution of Sentences
  - c) Economic Protections for Victims
- (2) マレーシア内務省矯正局管理部長 Mr. Nor Shahid bin mohd. Nor
  - a) Protection of Human Rights at the Stage of Treatment
- (3) 国際連合人権センター首席人権担当官 Dr. Yolande Diallo
  - a) United Nations International Co-operation, Training and Research
- (4) 西独ノルトライン・ベストファレン州司法省刑事局長 Dr. Karl-Heing Kunert
  - a) Alternatives to Imprisonment
  - b) Drug offences and Criminal Justice Administration

## 第75回国際研修（1987年、62日間）

### 「犯罪者の非収容処遇 — その役割及び より効果的なプログラムのための改善策」

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

現在アジア・太平洋地域内諸国（以下「地域内諸国」という。）では、有罪の宣告を受けた犯罪者（以下「犯罪者」という。）に対して施設内処遇と並行して各種の非収容処遇が活用されている。そして、非収容処遇は一定の範囲の犯罪者の処遇にそれなりの効果を挙げ得るだけでなく、他の処遇と比し極めて人道的かつ経済効率的であると言われている。

しかし、現実には地域内諸国における非収容処遇は、国によりその種類もまちまちであって、その活用に対する刑事政策上の力点の置かれ方も異なっている。そのため非収容処遇の活用の仕方、程度は国により極めて相違している。また、その国における犯罪者に対する各種の非収容処遇の必要性も異なっているため、各種の非収容処遇のためのプログラムの内容及びその充実の程度も国によって違っている。これは単にその国における歴史的な理由からだけではなく、地域内諸国における各国の非収容処遇の経験が十分に交換されておらず、また研究されてきていないために、各国の非収容処遇の活用に対する刑事政策上の姿勢が区々であることから来ている。

しかし、幸い、地域内においては、既に一定の範囲の犯罪者に対して相当な処遇効果を挙げ、十分研究に値する経験を有している国があり、また、非収容処遇の問題を巡る地域的、国際的な研究討議が国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議や当所国際研修コース等の国際的な場で近年とみに進展を見ている。

以上のことから、ここにおいて犯罪者処遇における非収容処遇の役割等を集大成的に共同研究することは、地域内の各国が必要な非収容処遇の形態を明らかにし、かつ、人道的で経済的な処遇政策を樹立する上で大きく寄与するものと思われる。さらに、非収容処遇のための各種プログラムをより効果的に実施する方策を探求することを通じて、結果的には犯罪者に対する非収容処遇の活用範囲を更に拡張することができ、ひいては現在地域内諸国が共通して抱えている矯正施設の過剰収容という問題に対しても極めて好ましい実際的な効果を及ぼすことができるものと期待される。

#### 2. 研修実施内容・論点

(1) 利用できる非収容処遇の形態 — 参加各国におけるそれらの活用と運用の実態

(2) 犯罪者処遇における非収容処遇の役割

ア 各種非収容処遇プログラムに応じた犯罪者の選定基準及び適用範囲

イ 各種非収容処遇プログラムを実施するについての条件

- (3) 非収容処遇プログラムを効果的に実施するための方策
  - ア 現行の各種非収容処遇プログラムにおける処遇効果
  - イ 実施上の問題点と改善策
- (4) 非収容処遇プログラムに民間人（ボランティア等）を活用するについての問題点
  - ア 活用の方法と程度
  - イ 活用の限界と問題点
  - ウ 民間人を活用する場合の訓練の方法

### 3. 客員専門家

- (1) 英国ロンドン大学教授 Mr. Hall Williams
  - a) The 'Law and Order' Debate in Western Countries
  - b) New Kinds of Non-Institutional Methods
  - c) Monetary Penalties and Measures
  - d) 'Diversion' and Non-Intervention
  - e) Crime Prevention
- (2) タイ国最高裁事務局長 Dr. Atthaniti Disatha-Amnarj
  - a) Non-Institutional Treatment of Offenders in Thailand
  - b) Criteria for Selection of Probationers in Thailand
  - c) Volunteer Probation Project: Thailand
  - d) Trends and Development of Probation System in Thailand

## 第76回高官国際セミナー（1987年、20日間）

### 「アジア極東犯罪防止研修所の活動と役割及びアジアの薬物問題」

#### － リフレッシュャーコース(3) －

#### 1. 主要課題設定の趣旨・目的

第1回国際研修以来25年の歴史において、アジア研は、国際連合及びアジア諸国から託された使命を全うするため、犯罪防止と犯罪者処遇の分野における研修・研究活動の実施に努力を払ってきた。とりわけ、国際研修及び国際セミナーの実施はアジア研の最も基本的な任務であり、このような研修及びセミナーが参加者個人にとってのみならず、各国の刑事司法の発展にとって有益なものとするため、多大の努力を払ってきたところである。現在、あらゆる国における刑事司法及び犯罪者処遇の領域における国際化の一層の進展とアジア地域の各国の経済的・社会的発展に伴い、アジア地域の各国が抱える問題と課題は、ますます複雑かつ新しくなっており、アジア研の活動と役割に対する一層強い期待が寄せられている。また、各国におけるアジア研同窓会の組織化、活発化の進展も重要な課題である。アジア研同窓生は、とりわけアジア地域の各国において、刑事司法及び犯罪者処遇の各分野にわたって極めて多数を擁し、しかも、そのほとんどが各国で中枢の地位を占め、犯罪防止と犯罪者の処遇という共通の目標を実現するために緊密に協力している。多くの国でアジア研同窓会が結成されており、中には調査研究など独自の活動を展開している同窓会も存在するに至っている。

以上のような状況において、アジア研に対する国際的・地域的な期待にこたえ、その使命をより一層的確に全うするためには、アジア研国際研修25周年を機会として、アジア研の現在の活動内容を吟味し、今後の進め方について積極的な検討を行うこと及び各国におけるアジア研同窓会の活動を検討し、その役割と機能について積極的な検討を行うことは、極めて時宜にかない、かつ、重要であると考えられる。

なお、アジア・太平洋地域における犯罪情勢の重要な問題の1つとして、現在、薬物犯罪の著しい増加が認められるところ、アジア研は、昭和61年8月、日本、香港、タイ及びマレーシアの4か国において、「アジア・太平洋地域薬物問題国際セミナー」を開催して、薬物犯罪の防止に貢献したので、本高官国際セミナーでは、同薬物問題セミナーの結果についても、併せて討議する。

#### 2. 研修実施内容・論点

##### (1) アジア研が実施する国際セミナー、国際研修及びその他の活動の実績評価

###### ア 国際セミナー及び国際研修

- (ア) セミナー及び研修における各種プログラム（比較研究、グループ・ワークショップ、講義、施設参観など）の評価



- (イ) 卒業者の日常業務に対するセミナー及び研修の効果
- (ロ) セミナー及び研修が各国の刑事司法行政の改善及び発展に及ぼした影響
- (ハ) その他の意見
- イ その他の活動（海外ジョイント・セミナー，国際会議，研究及び資料情報活動）
  - (ア) 参加者の日常業務に対するアジ研の活動の効果
  - (イ) アジ研の活動が各国の刑事司法行政の改善及び発展に及ぼした影響
  - (ロ) その他の意見
- (2) アジ研の発展を図るための方策
  - ア 刑事司法行政の発展のためにアジ研が果たすべき役割
    - イ セミナー，研修及びその他の活動を改善するための方策
- (3) アジ研同窓会の役割と機能
  - ア アジ研同窓会の現状
    - イ アジ研同窓会の活動を強化するための方策
    - ウ アジ研同窓会の役割
- (4) 「アジア・太平洋地域薬物問題国際セミナー」で採択された決議を実施するための方策
  - ア アジア・太平洋諸国における薬物問題の現状と対策
    - イ 不法取引及び濫用に対する効果的対策
    - ウ 薬物依存者の処遇及び薬物犯罪者の矯正
    - エ 薬物対策に関する効果的国際協力を促進するための方策

### 3. 客員専門家

- (1) 前香港矯正局長 Mr. Thomas G. Garner
- (2) ヘルシンキ犯罪防止研修所長代理 Mr. Matti Joutsen
- (3) 国連ウィーン・センター地域間アドバイザー Dr. Pedro David
- (4) オーストラリア犯罪学研究所次長 Mr. David Biles
- (5) 米国カリフォルニア司法審議会顧問 Mr. "Cy" Shain
- (6) 中華人民共和国司法部外事司副司長 張燕齡女史
- (7) ESCAP 地域間アドバイザー 長谷川 永氏
- (8) ニュージーランド警察庁副長官 Mr. Stuart Blair McEwen





[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The text is arranged in several paragraphs, but the individual words and sentences cannot be discerned.]

JICA

111